

第3次

大田市障がい者計画

【令和6年度～令和11年度】

第7期

大田市障がい福祉計画

第3期

大田市障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

大田市

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の法的根拠(計画の位置づけ)	1
3. 計画の期間	2
4. 計画における障がい者の定義	2

第2章 大田市の現状と課題

1. 人口の推移	3
2. 障がい者の状況	4
3. アンケート調査結果の概要(令和5年度実施)	6

第3章 障がい者計画

1. 計画の基本理念	14
1) 計画の基本理念	14
2) 基本的な目標と推進体制	14
2. 施策の方向(体系図)	15

基本目標 1 自立した生活と自己実現への支援の充実

施策1【就労】 適性に応じた就労の促進	16
施策2【社会参加】 社会参加による生きがいづくり	18

基本目標 2 ともに支えあう地域づくり

施策3【普及・啓発】 障がいのある人に対する理解の促進と虐待防止	19
施策4【福祉教育】 すべての人がともに生きる福祉教育の推進	21
施策5【環境】 公共交通機関、歩行空間などのバリアフリー化の推進 防災対策の推進	22

基本目標 3 障がい児支援の充実

施策6【教育】 一人ひとりのニーズに応じた、きめ細やかな教育	24
施策7【発達支援】 早期発見と適切な支援につなぐ施策の推進	25

基本目標 4 地域生活を支えるサービスの充実

施策8【生活支援】 安心して地域で生活するための福祉サービスの推進	26
施策9【保健・医療】 保健・医療体制の充実	28
施策10【相談支援】 相談支援体制の強化	29

施策11【人材確保と育成】保健・福祉活動を支える人材確保と育成.....	31
--------------------------------------	----

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 成果目標を定める取り組み	32
2. 各年度の障がい福祉サービスなど見込量及び見込量確保のための方策	40
3. 計画の推進体制	55

参考資料

.....	56
-------	----

「障害」の表記の取扱いについて

- 「障害」という表記について、「害」の字に否定的な意味があることなどから、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には、「障がい」と表記しています。
- 法令・条例等の名称やこれらに規定されている用語、団体・施設等の固有名称等については、「障害」と表記しています。

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

当市では、平成19年度に障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画「第1次大田市障がい者計画(H20年度～H29年度)平成24年度改訂」、を策定し、「障がいのあるなしに関わらず、だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じるまちづくり」を基本理念に施策をすすめてきました。

この間、国においては、様々な法改正が進み、障がい福祉制度も改正が重ねられてきました。このような国の動向に対応するため、平成29年度には「第2次大田市障がい者計画(平成30年度～令和5年度)」を策定するとともに、具体的な推進計画として「大田市障がい福祉計画」「大田市障がい児福祉計画」(いずれも計画期間3年間)を策定、改訂してきました。

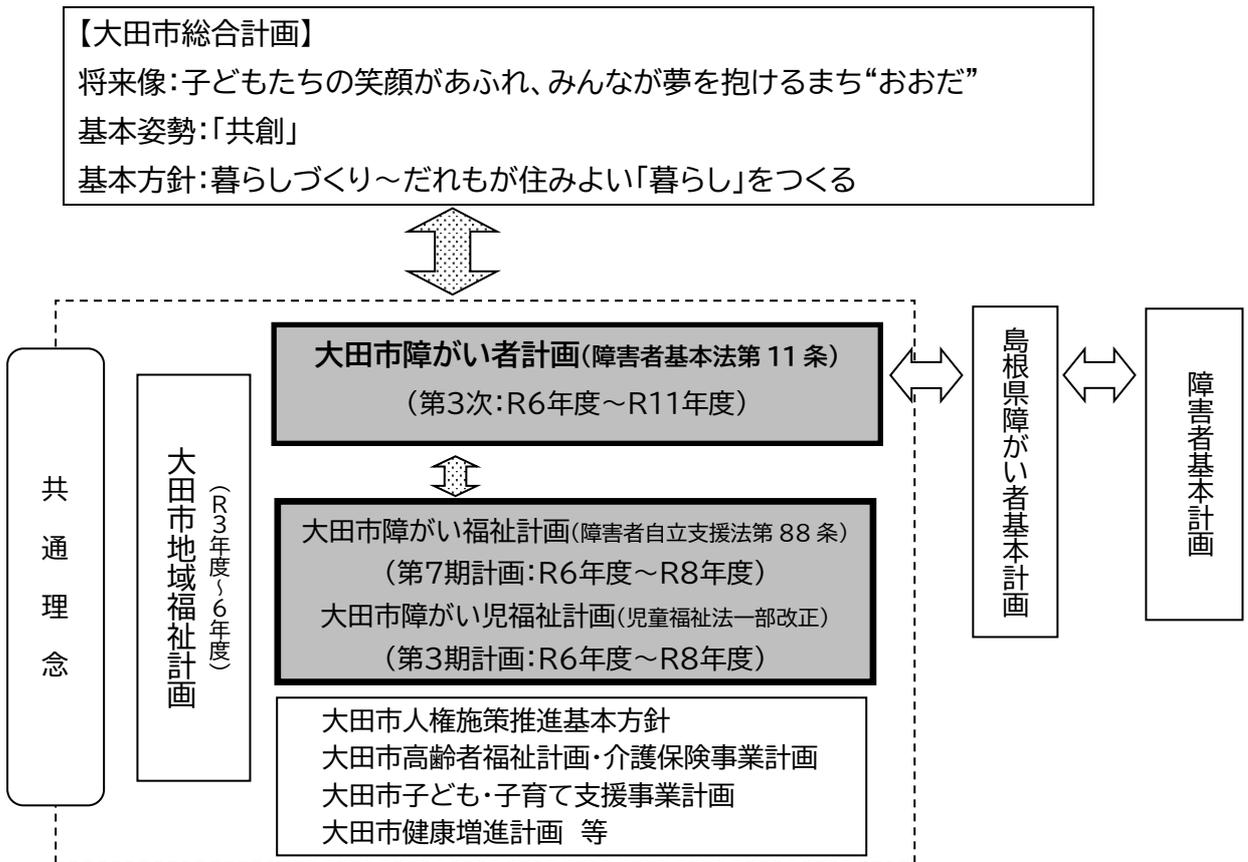
このたび、上記の現計画の計画期間が満了を迎えるにあたり、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、令和6年度からの本市の障がい福祉施策の基本的な事項方向性を示すため、「第3次大田市障がい者計画」を策定し、併せて具体的な推進を図るため「第7期大田市障がい福祉計画」、「第3期大田市障がい児福祉計画」を策定するものです。

なお、この計画は、「大田市総合計画」「大田市地域福祉計画」をはじめとした各種の計画と一体的に推進していきます。

2. 計画の法的根拠(計画の位置づけ)

区分	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画の性格	障がい者施策に関する基本的な計画	障がい福祉サービスに関する実施計画	障がい児通所支援等に関する実施計画
計画の内容	障がい者施策全般について、基本的な方針を定める	障がい福祉サービス等の提供に関する具体的体制づくりやサービス等を確保するための方策等を定める	障がい児支援等の提供に関する具体的体制づくりやサービス等を確保するための方策等を定める
計画の期間	法の規定なし	基本指針により3年	基本指針により3年
現計画	第3次大田市障がい者計画(R6年度～R11年度)	第7期大田市障がい福祉計画(R6年度～R8年度)	第3期大田市障がい児福祉計画(R6年度～R8年度)

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ図



3. 計画の期間

「障がい者計画」は6年間、実施計画となる「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は3年間の計画期間とします。事業実績を踏まえ、効果的な施策推進と次期計画の改定を行うこととしますが、期間中であっても、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

計画名	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
障がい者計画	第2次計画(現行)						第3次計画(次期)					
障がい福祉計画	第5期計画		第6期計画(現行)			第7期計画(次期)			第8期計画(見込)			
障がい児福祉計画	第1期計画		第2期計画(現行)			第3期計画(次期)			第4期計画(見込)			

4. 計画における障がい者の定義

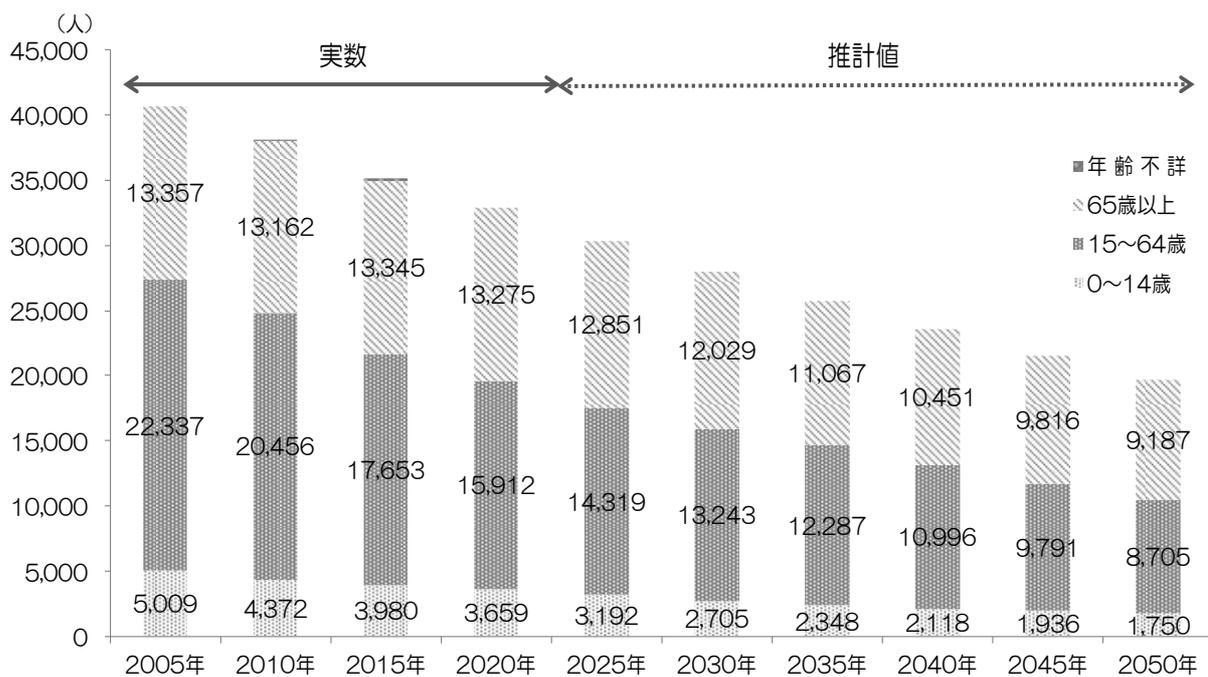
この計画における障がい者は、障害者基本法第2条の定義に踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)や難病などのその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

※社会的障壁:障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

第2章 大田市の現状と課題

1. 人口の推移

人口は年齢にかかわらず減少傾向にあり、推計値も同様に減少傾向を示しています。年齢による割合は、65歳以上の割合が増えるものの、推計値では約40%で横ばいを示しています。



単位: 人

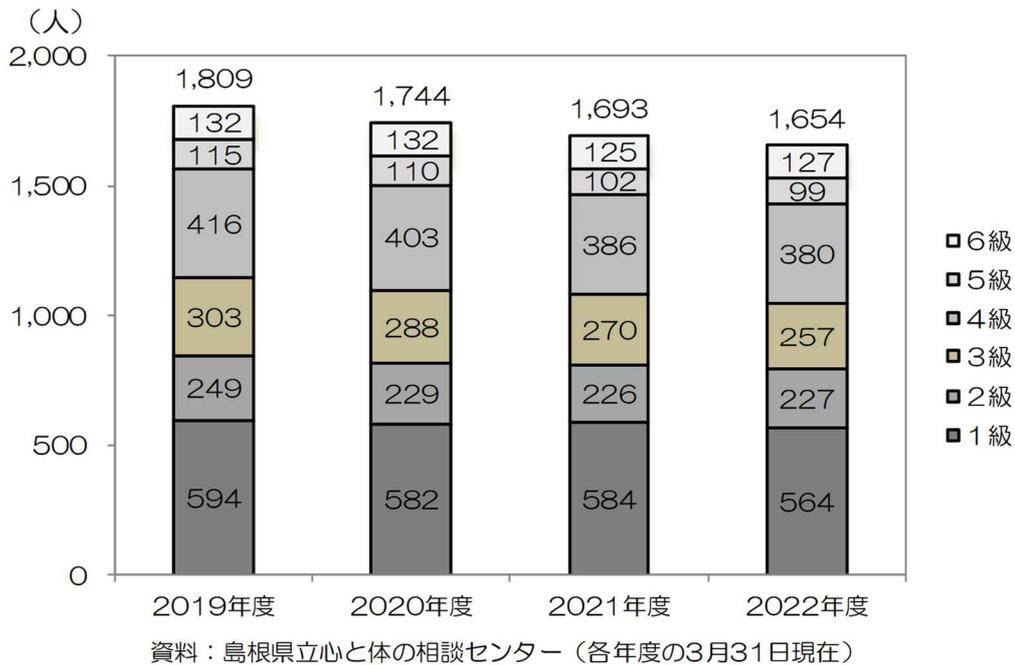
区分	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
実数	総人口	40,703	37,996	35,166	32,846	30,362	27,977	25,702	23,565	21,543
	0~14歳	5,009	4,372	3,980	3,659	3,192	2,705	2,348	2,118	1,936
	15~64歳	22,337	20,456	17,653	15,912	14,319	13,243	12,287	10,996	9,791
	65歳以上	13,357	13,162	13,345	13,275	12,851	12,029	11,067	10,451	9,816
	年齢不詳	-	6	188	-	-	-	-	-	-
割合	0~14歳	12.3%	11.5%	11.3%	11.1%	10.5%	9.7%	9.1%	9.0%	8.9%
	15~64歳	54.9%	53.8%	50.2%	48.4%	47.2%	47.3%	47.8%	46.7%	45.4%
	65歳以上	32.8%	34.6%	37.9%	40.4%	42.3%	43.0%	43.1%	44.3%	45.6%
	年齢不詳	-	0.0%	0.5%	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

2. 障がい者の状況

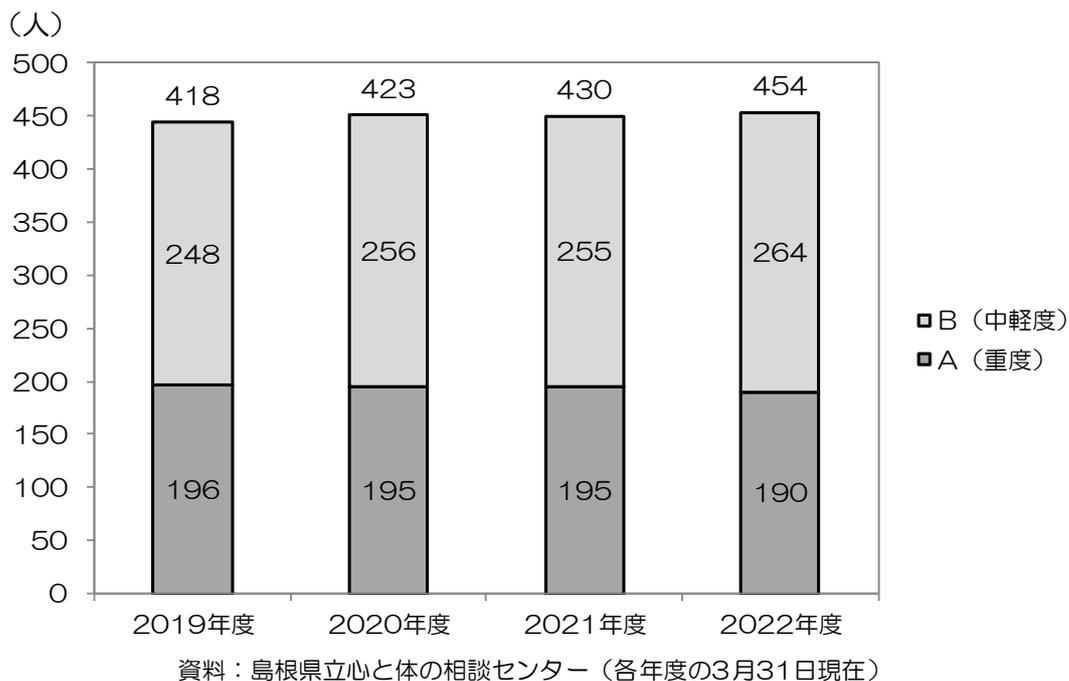
■身体障害者手帳等級別所持者数

身体障害者手帳を所持している人数は、人口の減少に伴い減少傾向にあります。



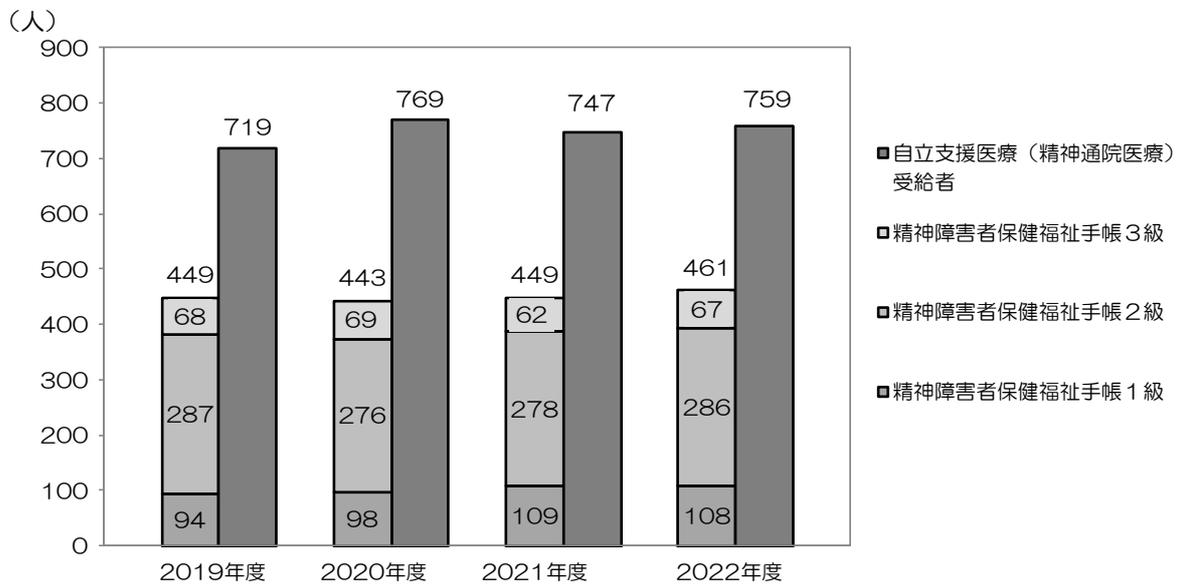
■療育手帳等級別所持者数

療育手帳を所持している人数は、人口減少にかかわらず増加傾向にあります。



■精神障害者保健福祉手帳等級別所持者数及び自立支援医療費(精神通院医療)受給者数

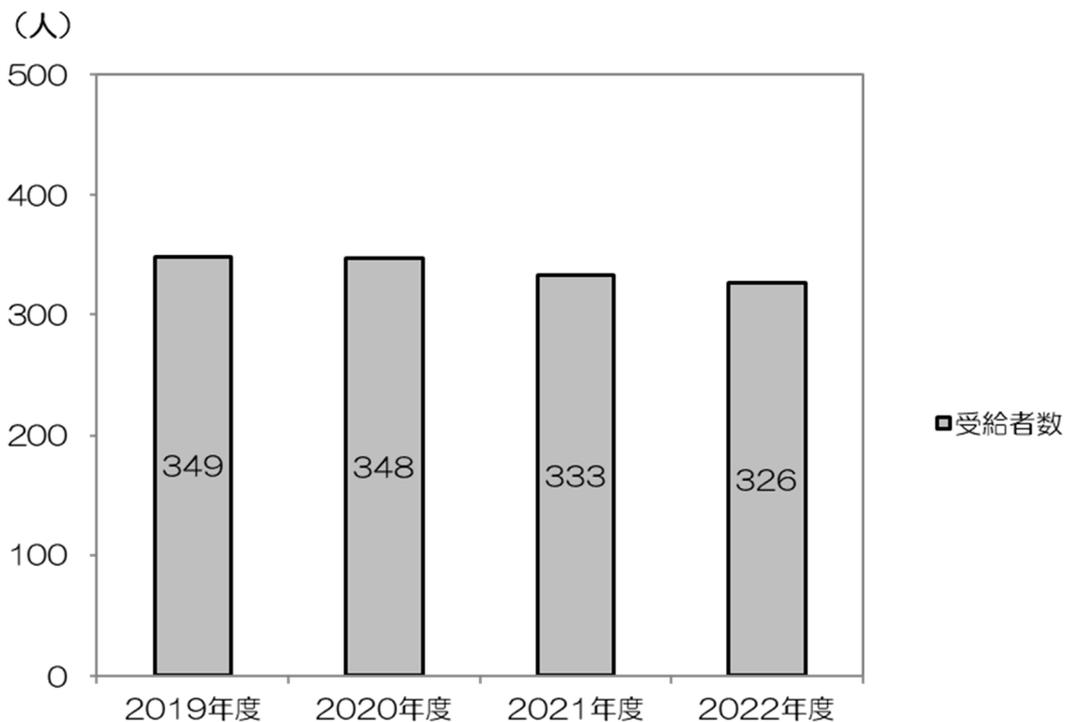
精神障害者保健福祉手帳を所持している人数と自立支援医療費(精神通院医療)受給者数は、人口減少にかかわらず微増傾向にあります。



資料：島根県立心と体の相談センター（各年度の3月31日現在）

■特定医療費(指定難病)受給者数

受給者数は減少傾向にあります。



資料：島根県県央保健所（各年度の3月31日現在）

3. アンケート調査結果の概要(令和5年度実施)

(1)調査の目的

障がい福祉サービス等に係る現状と今後のニーズを把握し、「第3次大田市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象・方法

対象 :市内に居住する障がいのある人(18歳以上65歳未満の身体障がいのある人, 知的障がいのある人, 精神障がいのある人)及び障がいのある子ども(18歳未満の身体障がいのある人, 知的障がいのある人, 精神障がいのある人)の保護者 700人

調査期間:令和5年10月10日(火)~10月31日(火)

(3)回収状況

調査票の配布・回収状況は、次のとおりです。

調査の種類	配布数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率(%)
障がいのある子ども (18歳未満)	58	41	70.7
障がいのある人 (18歳~65歳未満)	642	273	42.7
合計	700	314	44.8

(4)調査結果

アンケート調査では、選択式の質問に加え、調査票に自由記入欄を設け、日頃感じていることや困っていること、希望などの意見を収集しています。選択式の質問に対する回答の集計結果と自由記入欄に記載された意見に基づく課題は次のとおりです。

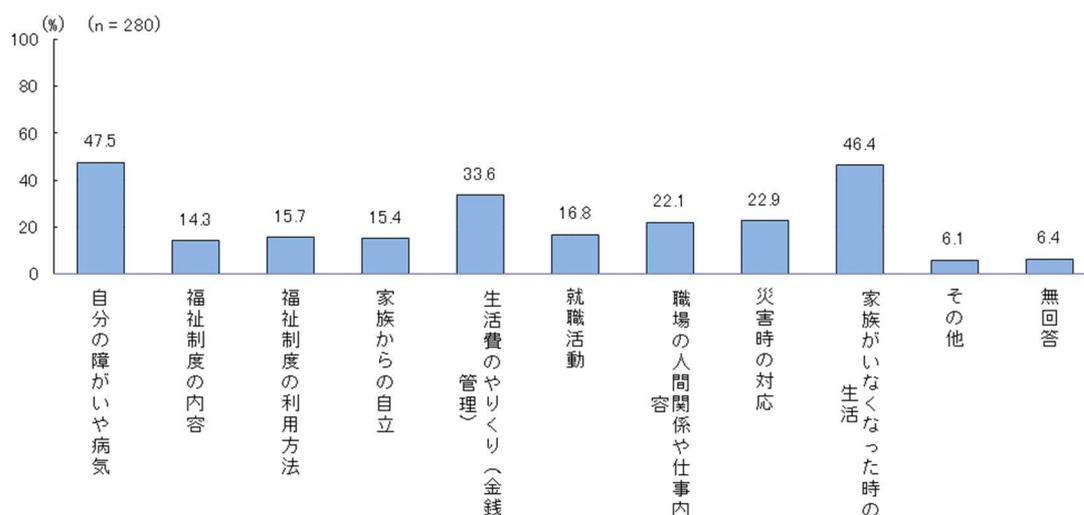
障がいのある人への調査結果(18歳～65歳未満)

① 障がいのある人の将来の不安への対応

生活する上での不安や悩みとして、「自分の障がいや病気」と「家族がいなくなった時の生活」が45%以上(図1)と大きな割合となっています。

自由意見でも支援をしてくれる家族・親族がいなくなった時の不安は大きいことがわかりました。支援者がいなくなり一人になった際の支援が求められています。具体的には、障がい者専用のアパートやグループホームの整備を望む意見がありました。

<図1 生活する上での不安や悩み>



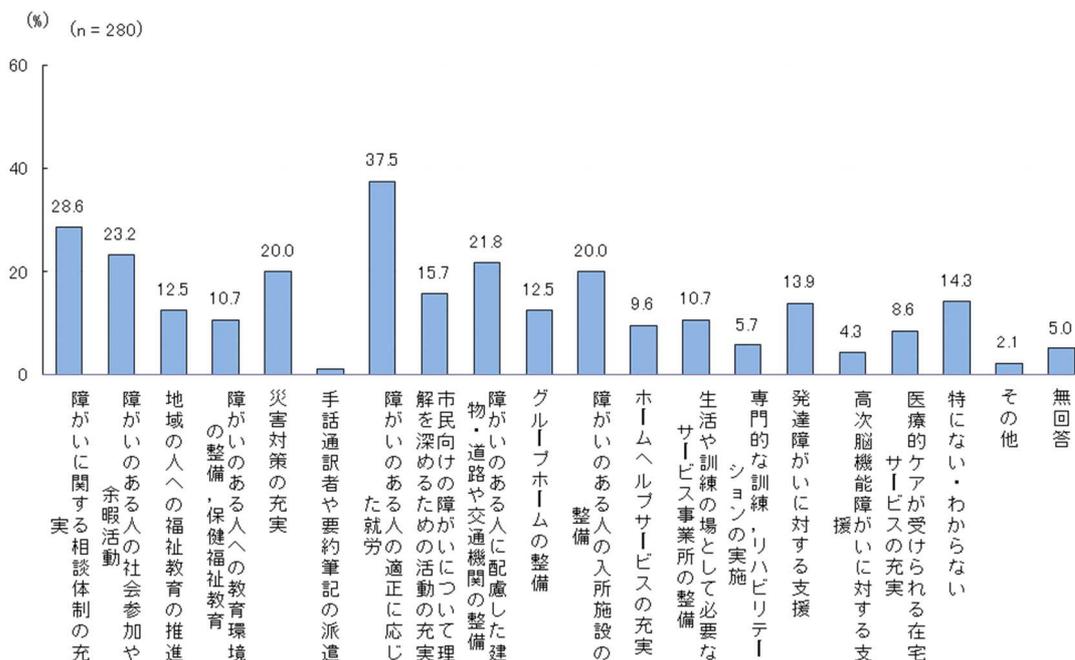
② 障がい福祉サービスの利用しやすさ及び質の向上

生活する上での不安や悩みとして、「福祉制度の利用方法」、「福祉制度の内容」が14～16% (図1)の割合で、一定程度あることがわかります。今後取り組んでほしいこととして「障がいに対する相談体制の充実」が28.6%(図2)と2番目に高い割合となっています。自由意見では、福祉行政に感謝する意見がある一方で、障がいの状況が変動した場合に、それに応じた対応方法を求める意見がありました。また、障がいのある人がもっと相談しやすい環境の充実や通いやすい施設の整備、福祉人材の誠意ある対応を望む意見がありました。障がい福祉サービスの利用しやすさと、サービスの質の向上が求められています。

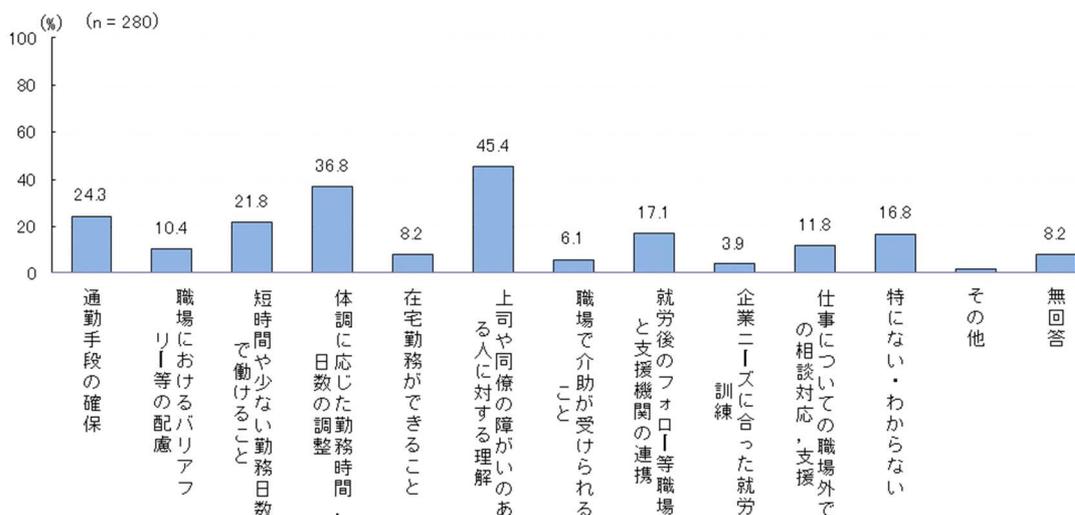
③ 障がいのある人の就労環境の改善対応

生活する上での不安や悩みとして、「職場の人間関係や仕事内容」が22.1%(図1)、「就職活動」が16.8%(図1)となっており、今後取り組んでほしいことは、「障がいのある人の適正に応じた就労」が37.5%(図2)と最も大きな割合となっています。そして、障がいのある人が就労するために必要なこととして、「上司や同僚の障がいのある人に対する理解」が45.4%(図3)、「体調に応じた勤務時間・日数の調整」が36.8%(図3)となっています。自由意見では、市内企業で障がい者雇用が少ないこと、障がいのある人に配慮した雇用環境整備が必要であることなどを訴える意見がありました。障がいのある人の就労環境の改善が求められています。

<図2 今後取り組んでほしいこと>



<図3 障がいのある人が就労するために必要なこと>



④ 災害時の避難体制の整備、避難所環境の改善

生活する上での不安や悩みとして「災害時の対応」が22.9%(図1)となっており、今後取り組んでほしいこととして「災害対策の充実」が20.0%(図2)となっています。「災害時に単独で避難できない」とする人も13.2%となっています。

自由意見では、音に敏感な障がいのある人が避難場所の環境に耐えられないという意見がありました。災害時に単独で避難できない人への対応など避難体制の整備や、避難所の環境を障がいのある人に適した状況に改善することなどが求められています。

⑤ 障がいのある人が外出しやすいまちづくり

今後取り組んでほしいこととして、「障がいのある人に配慮した建物・道路や交通機関の整備」が21.8%(図2)となっています。また、障がいのある人が就労するために必要なこととして、「通勤手段の確保」が24.3%(図3)となっています。

自由意見では、公共交通機関の本数が少なく利用しづらいこと、車いすでの交通機関の利用が難しいこと、駅にエレベーターがないことなどが挙げられています。また、駅通りの狭い歩道を自転車が走る危険性を訴える意見がありました。公共交通機関の充実やバリアフリー整備など、障がいのある人が外出しやすいまちづくりが求められています。

⑥ 障がいに対する理解の促進

今後取り組んでほしいこととして、「市民向けの障がいについて理解を深めるための活動の充実」が15.7%(図2)となっています。

自由意見では、市民の障がいへの理解が低く、障がいのある人が住みにくいと感じていることが伺えます。障がいがあっても引け目を感じさせないような環境を求める意見がありました。障がいに対する市民の理解を促進し、障がいのある人にやさしい社会にしていくことが求められています。

⑦ 障がいのある人に寄り添う支援

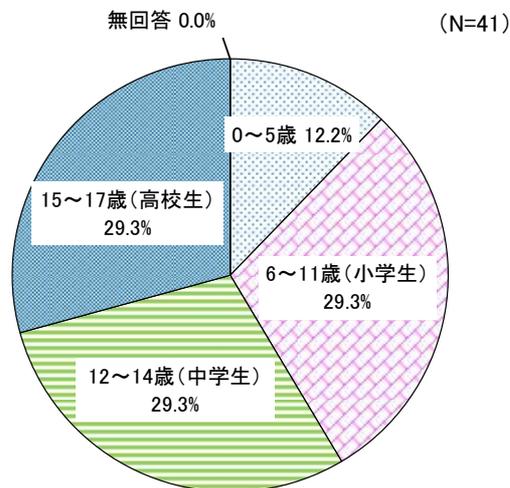
①～⑥に示す以外の自由意見として、以下を挙げます。

「精神障がいのある人の集まりなど、横のつながりが欲しい。お互いに相談したいので専用のグループラインなどがあると良い。」「障がいのある人が参加できるイベントやお祭りなど、楽しい催しをしてもらえたら嬉しい。」などの意見があり、障がいのある人の想いを聞き取り、寄り添う形の支援が求められています。

障がいのある子どもの保護者への調査結果(18歳未満)

アンケート回答者の子どもの年齢構成は下図のとおりで、「0～5歳」が12.2%、「6～11歳(小学生)」、「12～14歳(中学生)」、「15～17歳(高校生)」がそれぞれ29.3%となっています。

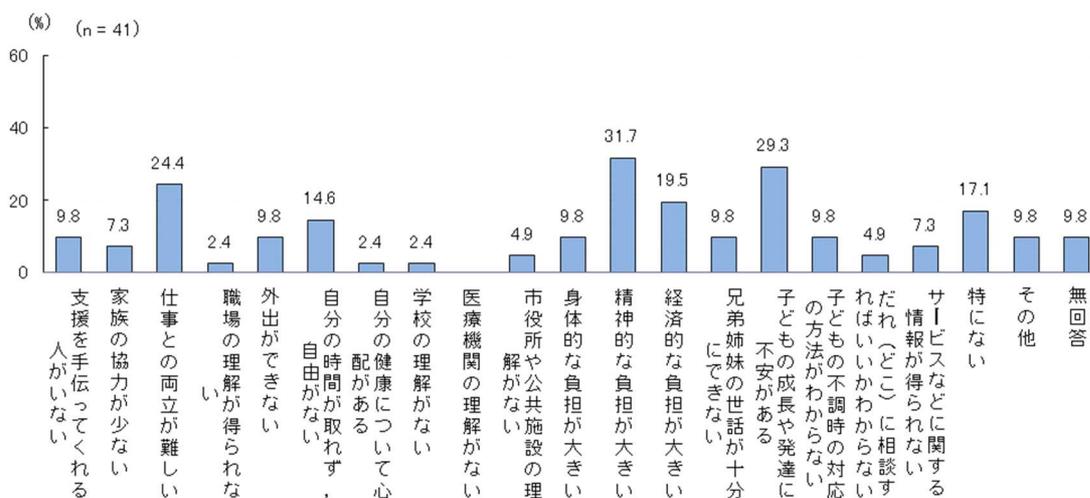
<図4 年齢区分>



① 子どもを支援するにあたって困っていること不安に思っていること

保護者が困っていることや不安に思っていることとして、「精神的な負担が大きい」31.7%、「子どもの成長や発達に不安がある」39.3%、「仕事との両立が難しい」24.4%、「経済的な負担が大きい」19.5%(図5)が上位4項目で、1/5の保護者が感じています。自由意見では、「経済的負担が大きいにも関わらず支援が少ないため、保護者が仕事と子育てを両立しやすい職場環境がほしい」との意見があり、支援者の不安を和らげる対応が求められます。

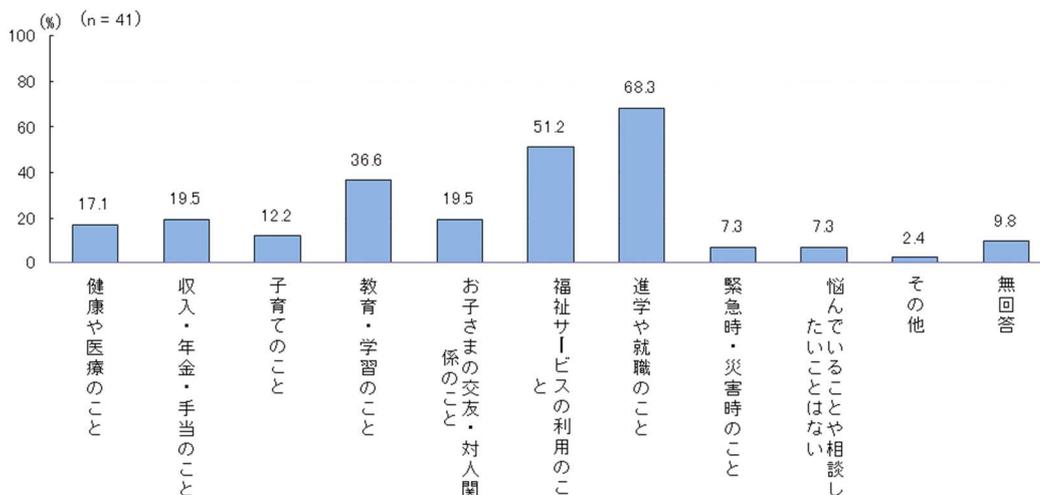
<図5 子どもを支援するにあたって困っていること不安に思っていること>



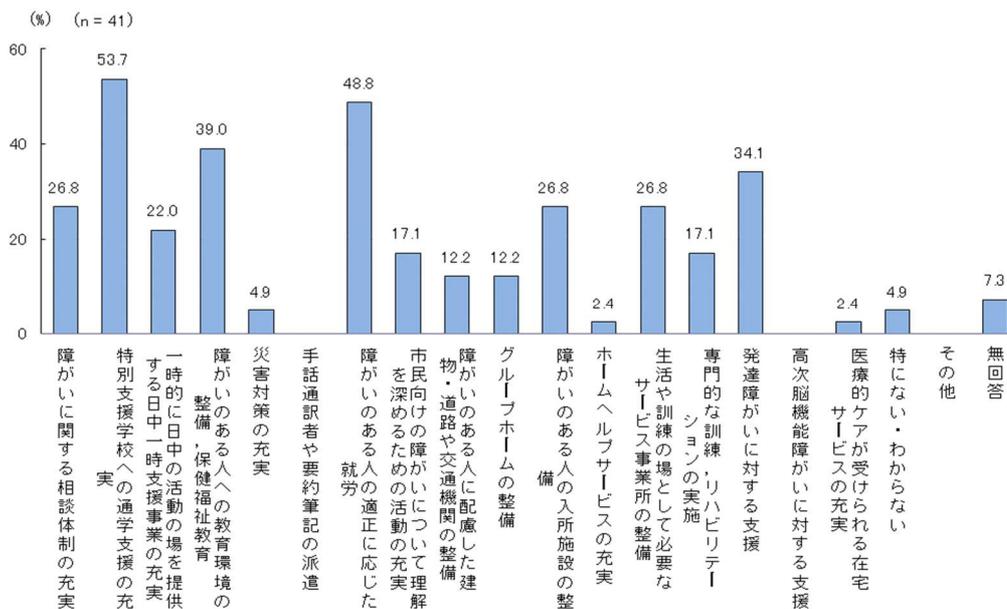
② 障がいのある子どもに対する福祉サービスの充実・改善

子どもについて相談したいこととして、「福祉サービスの利用のこと」が51.2%(図6)と高い割合になっています。また、今後、特に充実してほしいこととして、「特別支援学校への通学支援の充実」が53.7%(図7)、「障がいのある人の入所施設の整備」が26.8%(図7)、「生活や訓練の場として必要なサービス事業所の整備」26.8%(図7)と高い割合となっています。自由意見では、市のサポートがしっかりしていて助かっているとの意見がある反面、税控除や各種料金の割引対象の拡大などを望む意見があり、福祉サービスの充実が求められています。

<図6 子どもについて相談したいこと>



<図7 今後、特に充実してほしいこと>



③ 障がいのある子どもに対する教育・学習・進学・就職という成長に合わせた支援

子どもについて相談したいこととして、「進学や就職のこと」が68.3%(図6)、「教育・学習のこと」が36.6%(図6)と高い割合となっています。また、今後、特に充実してほしいこととして、「障がいのある人の適正に応じた就労」が48.8%(図7)、「障がいのある人への教育環境の整備, 保健福祉教育」が39.0%(図7)となり、高い割合の要望となっています。

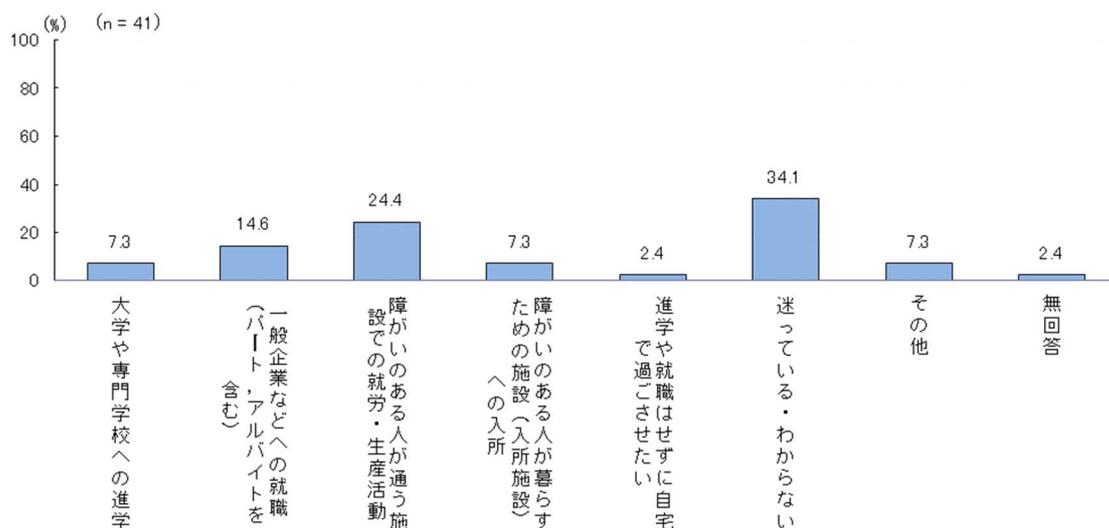
自由意見では、「中学・高校・就職とどのような選択ができるのか早く知りたい。」「就学についての情報を得やすくしてほしい。」「子どもの将来が心配なので、就労先やサポートがある就労先についても子が小さい時から情報が得られると嬉しい。」などの意見がありました。また、「支援者が利用する相談支援ファイルの有用性が、特別支援学級や特別支援学校の方に伝わりと良い。」「先輩となる保護者の方の体験談を直接聞いたり、紙面で読めるとありがたい。」との意見がありました。

子どもの成長に合わせて、相談支援ファイルを有効に使うって情報を共有し、進路の選択肢と支援内容を理解したうえで、保護者と障がいのある子どもが適応していけるように支援することが求められています。

④ 障がいのある子どもの高等学校卒業後の進路と就労支援

子どもの進路については、「迷っている・わからない」が34.1%(図8)、「障がいのある人が通う施設での就労・生産活動」が24.4%(図8)、「一般企業などへの就職(パート, アルバイトを含む)」が14.6%(図8)と高い割合となっており、進学より就職を希望する人が多い状況です。

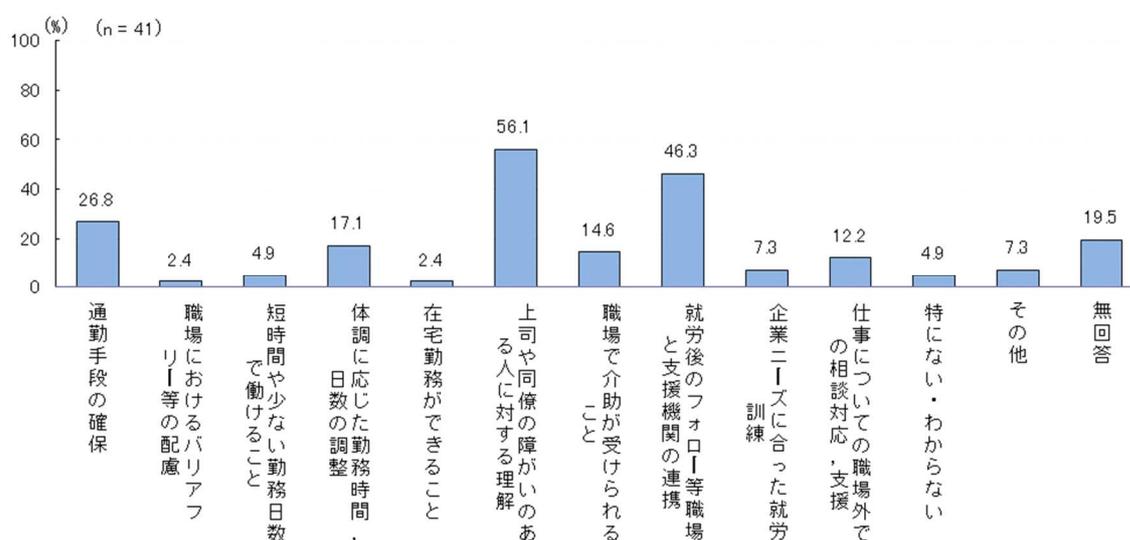
<図8 子どもが高等学校などを卒業した後の進路>



そして、就労するために必要なこととしては、「上司や同僚の障がいのある人に対する理解」が56.1%(図9)、「就労後のフォロー等職場と支援機関の連携」が46.3%(図9)、「通勤手段の確保」が26.8%(図9)となっています。

自由意見では、「高学年までの支援よりは卒業後の支援をお願いします。」「子どもの将来が心配なので、就労先やサポートがある就労先についても子どもが小さい時から情報が得られると嬉しい。」などの意見がありました。保護者が子どもの卒業後の進路について迷う状況があるなかで、経済的な自立を求めて就労を希望する人が多いことがわかります。そのための情報提供と就労後の支援が求められています。

<図9 子どもが就労するために必要なこと>



第3章 障がい者計画

1. 計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

「障がいのあるなしに関わらず、だれもが安心して、自分らしく暮らせるまちづくり」

障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化などの幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の理念のもと、誰もが住みたい地域で安心して生活を営むとともに、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるような支援を受けられる地域社会の実現をめざし、「障がいのあるなしに関わらず、だれもが安心して、自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

(2) 基本的な目標と推進体制

◎基本目標

この計画では、「自立した生活と自己実現への支援の充実」「ともに支えあう地域づくり」「障がい児支援の充実」「地域生活を支える支援とサービスの充実」の4項目を柱に、11項目の基本施策を定め、基本理念に掲げた「障がいのあるなしに関わらず、だれもが安心して、自分らしく暮らせるまちづくり」の実現に向けた中長期的な取組みを目指します。

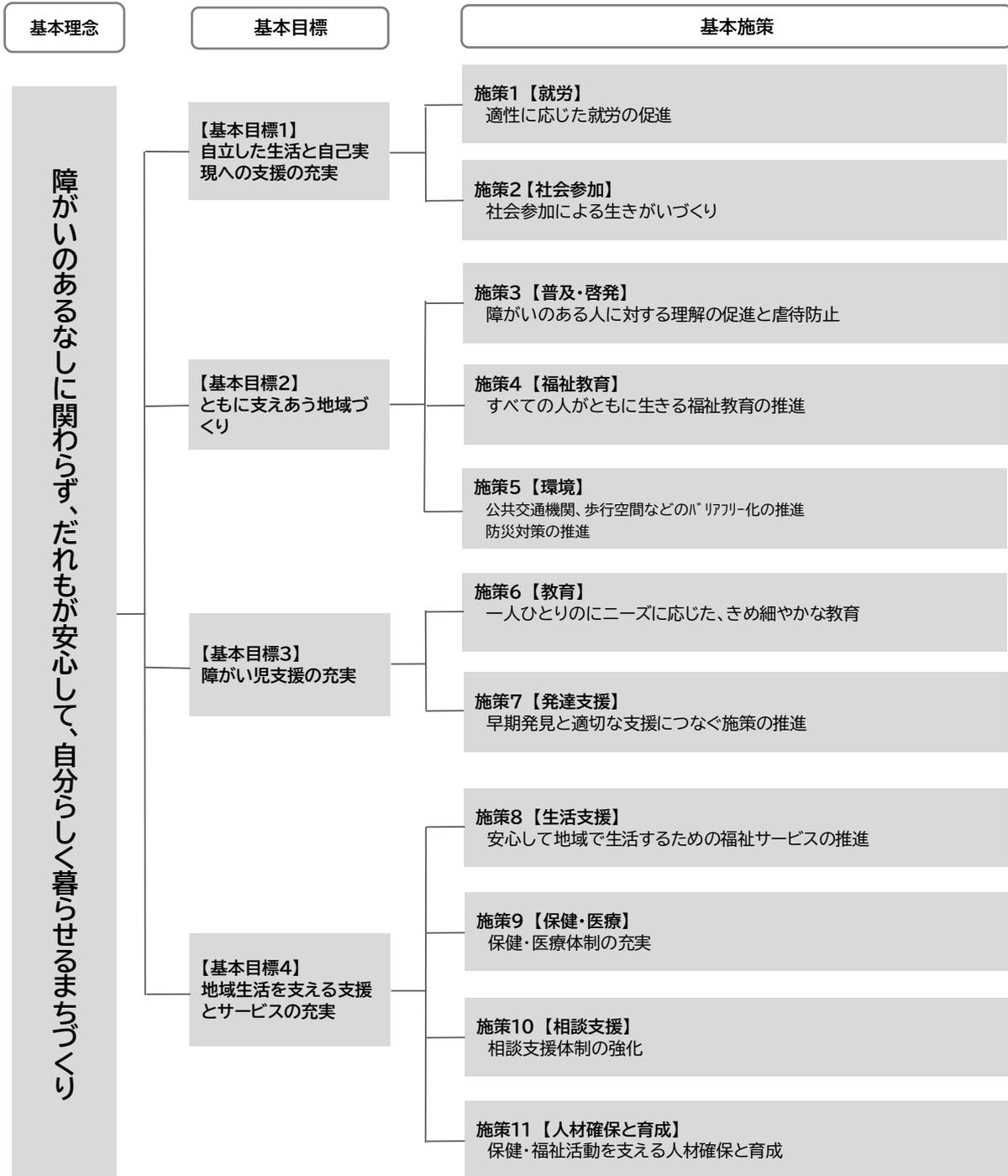
◎推進体制

この計画の推進にあたっては、複雑化・複合化が進む課題やニーズを受け止め、解決を図るため、保健、医療、介護、子育て、福祉など多くの分野で連携する重層的な支援体制を構築し取り組めます。

また、障がいのある人や障がい福祉関係者などを委員として構成する「大田市障がい者自立支援協議会」に、この計画の実施計画である「大田市障がい福祉計画」「大田市障がい児福祉計画」の進捗状況等を毎年度報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

2. 施策の方向

施策の体系図



現状と課題

障がいのある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立していくことが大きな役割を果たします。

改正障害者雇用促進法では、その雇用する労働者数に占める障がいのある人の割合が一定率以上になるように義務付けられています。民間企業の法定雇用率は 2024年4月より 2.5%、2026年4月より2.7%と段階的に引き上げられることが予定されています。令和5年度の調査でも生活する上での不安や悩みに「就職活動」や「職場の人間関係や仕事内容」を挙げている人が多く、就労支援のニーズは引き続き高くなると見込まれます。

また、福祉就労から一般就労への移行促進とともに、福祉就労の場となる就労継続支援事業所の安定的な施設運営に向けた支援に努め、利用者の工賃向上を図ることも重要です。

当市では就労移行支援事業所、就労定着支援事業所がないため、大田障がい者就業・生活支援センターが中心となり、石見大田公共職業安定所や発達障がい者支援センター、就労継続支援事業所などの関係機関と連携して、企業とのマッチングや職場実習、職場定着に取り組んでいます。また、大田市障がい者自立支援協議会では、市内企業に対する障がい者雇用についてのアンケートや「障がい者一般就労体験発表会」の開催を通じ、障がい者雇用促進の理解・啓発を図るとともに、優先調達の促進などにより就労継続支援事業所の工賃向上に取り組んでいるところです。

障がいのある人の就労支援には本人の希望や適性、能力を十分に理解し、伴走的に支援するとともに、企業側が障がい者雇用について正しく理解することが重要です。これからも行政・事業者・関係機関が連携して障がいのある人の就労支援に取り組むことで、障がいのある人が地域の一員として共に生活できる社会の実現を図ります。

施策の方向

①適性に応じた就労の促進

○民間に率先して、市及び教育委員会において積極的に障がい者雇用を進めるとともに、働きやすい職場環境を整備し、障がい者雇用率の維持向上に努めます。

○障がいのある人の就労やその定着を促進するため、関係機関と連携し、職業生活における自立支援を促進するとともに、市内企業に対して障がい者雇用促進の理解・啓発活動に取り組みます。

- 身体障がい者自動車運転免許取得費補助金、身体障がい者用自動車改造費助成事業など、身体障がいのある人が自動車通勤するための費用を助成し、就労を促進します。
- 就労系福祉サービスの希望者に対しては、アセスメントを経て、障がいのある人の一人ひとりのニーズや状況に応じたきめ細やかな支援を実施できる体制づくりを行います。

②就労支援ネットワークの充実

- 複合的な課題やニーズに対応するため、大田障がい者就業・生活支援センターを中心として、石見大田公共職業安定所、発達障がい者支援センター、就労継続支援事業所、特別支援学校などの各関係機関と連携し、総合的な支援を行う就労支援ネットワークの充実を図ります。
- 大田市障がい者自立支援協議会(就労支援部会)の取組みを今後も継続し、関係機関と連携しながら、障がいのある人の能力、適性及び地域の障がい者雇用のニーズに対応した障がいのある人の就職促進のための実習などを実施します。

③工賃向上のための支援

- 障害者優先調達推進法に基づき、市及び教育委員会と就労継続支援事業所などとのマッチングを図り、物品やサービスの優先購入(調達)を推進します。
- 大田市障がい者自立支援協議会(工賃向上部会)において研修や情報共有などの取組みを行い、工賃向上に向けた取組みを推進します。

社会参加

施策 2

社会参加による生きがいつくり

現状と課題

障がいの有無によって分け隔てられることの無い共生社会に向けた第一歩には、障がいのある人が望む場所でいきいきと暮らせることが必要です。障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、それぞれの能力を十分に発揮し、自分らしく生活できるよう、社会参加や外出を支援する取り組みが必要です。

現在、地域活動支援センター事業や社会参加促進事業、移動支援などの取り組みにより、様々な社会体験や余暇活動などの活動を促進していますが、依然として障がいのある人からのニーズは高い状況にあります。

引き続き障がいのある人の社会参加に資する取り組みを行うとともに、様々な行事や活動を行う団体の支援や情報発信により、障がいのある人の生きがいつくりと社会参加の促進に努めることが求められています。

施策の方向

①障がいのある人の社会参加・社会交流の促進

- 障がいのある人の自立及び社会参加を促進するため、「社会参加促進事業」を今後も大田市社会福祉協議会と継続的に実施し、社会交流の場づくりを進めていきます。
- 障がいのある人が安心して外出することができるようにするため、「障がい児者移動支援事業」や「福祉バス運行事業」、「福祉タクシー利用料金助成事業」などに取り組み、障がいのある人の社会参加を促進します。

②障がい者団体等の活動支援

- 関係機関と連携を図りながら、障がい者団体等の活動支援を進めていきます。障がい者団体等の取組みについて周知を図り、高齢化により減少傾向にある会員の拡大を支援していきます。

③地域活動支援センターの機能強化・利用促進

- 市内 2 か所の地域活動支援センターを社会参加、余暇活動、相談支援の場として活用するため、周知など利用促進を行うとともに、各センターの強みに応じた機能強化について取り組みます。

④スポーツ・文化芸術活動の推進

- 障がいのある人にかかわる、個人や団体のスポーツ・文化芸術活動を支援します。

現状と課題

障がいのあるなしにかかわらず、だれもが安心して暮らせる地域社会を形成するためには、あらゆる場面で、障がいを理由とする差別がなくなることや、不当な扱いや虐待を受ける恐れのない生活ができること、そしてすべての人が障がいや障がいのある人について正しい知識と理解をもつことが必要です。

障がいのある人に対する差別については、障がいに関する知識・理解不足や、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、市民一人ひとりが障がいに対する正しい理解を深めていくことが重要です。そのため、「あいサポート運動」などの啓発活動を促進し、様々な障がいの特性や必要な配慮への理解を深めていかなければなりません。

さらに、障がいのある人が安心して暮らす権利を侵害されないよう、権利擁護や虐待防止など、権利を守る取り組みを進めることが重要です。詐欺や悪徳商法の被害にあうケースや、虐待を受けても訴えることができないケースも多く、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に係る制度の利用促進を図るとともに、虐待を防止する支援体制の構築・強化が求められています。

本市では大田市成年後見支援センター、大田市障がい者虐待防止センターを設置し、相談窓口や制度の普及啓発に取り組むとともに、両センターを中心として関係機関と連携することで、障がいのある人の権利擁護、虐待防止を推進しています。

施策の方向

①啓発活動の推進

- あいサポート運動などを通じて、障がいや障がいのある人の特性、配慮の事例などを市民に向けて広く発信し、様々な障がいについて誤解や偏見がなくなるよう正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 内部障がいや難病など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方から援助を受けやすくなるよう、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及を図ります。
- 障がいのある人の理解や関心が自然に高まるように、地域のイベントと連携した取り組みを行います。

②障がい者差別の解消・権利擁護の推進

- 障害者差別解消法の趣旨・目的などについて、理解を深めるため関係機関や各種団体と連携しながら啓発活動を実施します。
- 障がいのある人に対する差別を防止しその被害からの救済を図るため、大田市障がい者自立支援協議会(権利擁護部会)で研修参加や情報共有に取り組み、差別的事案へ適切に対応できる相談体制の充実を図ります。
- 成年後見制度や任意後見制度、日常生活自立支援事業の情報発信を行うとともに、後見人への報酬助成や申立支援に取り組み、制度の利用促進を図ることで、障がいのある人の権利擁護を推進します。

③障がい者虐待の防止

- 大田市障がい者虐待防止センターを中心に、各関係機関と連携して、地域全体で虐待の防止、虐待の早期発見に対応できる体制づくりに取り組みます。

現状と課題

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現のためには、幼少期からの様々な体験を通じた福祉教育を推進していく必要があります。

本市の学校教育においては、「大田市教育ビジョン」の重点目標の一つとして、「自立、共生する心」を育むことを掲げており、生徒が障がいの有無にかかわらず共に学習や交流を行うインクルーシブ教育の推進や、障がいのある人も含めた地域の様々な人との交流などに取り組んでいるところです。

また、大田市では「大田市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで生きがいのあるまちづくりを目指しています。人権教育の一環としても、障がいや障がいのある人への理解を促進する取り組みが求められています。

施策の方向

①学校教育等における福祉教育の推進

○障がいのある人も含めた地域の様々な人との交流を深め、また特別支援学級や特別支援学校分教室と通常の学級との共同学習や交流を通じて、思いやりの気持ちや多様性の尊重など、互いを尊重し共に生きようとする心を育みます。

○福祉従事者による講演会や手話通訳体験の実施などを通じて、障がい福祉に係る認識を深めます。

②人権教育等における障がいのある人の認識を深める取り組みの推進

○大田市人権尊重のまちづくり条例を制定しており、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで生きがいのあるまちづくりを目指します。

○市民を対象とした福祉講演会を開催し、障がいに対する理解や認識を深める取組みを推進していきます。

○人権研修の一環として、障がいや障がいのある人への理解を深める研修を実施します。

環境

施策5

公共交通機関、歩行空間などのバリアフリー化の推進
防災対策の推進

現状と課題

障がいのある人にとって住みやすい環境は、全ての人々にとって快適に生活ができる環境となります。公共交通機関や道路のバリアフリー化、災害時の支援体制の整備、住居の確保、ユニバーサルデザインの考えを踏まえた福祉のまちづくりに取り組むことは、障がいのある人が地域の中で安心して暮らせるための基盤となります。

本市においても交通機関や道路、建物のバリアフリー化や、災害時の支援体制の充実を求める声が多くあります。古い街並みや建物ではバリアフリー化が不十分であることも多く、今後予定されている大田市駅前の都市基盤整備や公共施設整備では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を踏まえた、障がいのある人に配慮したバリアフリー化が必要です。

また、近年多発している地震や豪雨などの大規模災害では、障がいのある人の安否確認や避難、避難所での生活が大きな課題となっています。一人では避難することが困難な障がいのある人も多く、平常時から一人ひとりの生活状況を把握し、防災、福祉の関係機関が連携して個別の避難計画を整備する必要があります。引き続き、ニーズに応える施策を推進し障壁を取り除くことで、自立と社会参加を支援し、地域で安全に安心して暮らして行くことができる生活環境の実現に取り組みます。

施策の方向

①公共的施設などのバリアフリー化の推進

○誰もが生活しやすいユニバーサルデザインの考えに基づき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を踏まえ、段差の解消やスロープの設置、バリアフリースイールの設置など、バリアフリー化を推進します。

○重度の身体障がいのある人が身体の状態に応じた住宅改修を行う際に費用の一部を助成することにより、家庭内でのバリアフリー化を促進します。

②道路及び交通環境の整備

○障がいのある人や高齢者などが安全かつ快適に社会参加できるように、必要な歩道の確保や段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックなどの整備に努めます。

○障がいのある人や高齢者などの安全性や利便性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化の整備に向けて働きかけます

③防災対策の推進

- 福祉事業者や医療機関、自主防災組織、大田市民生児童委員協議会などの関係機関との連携・協力を得ながら、医療ニーズの高い難病患者も含め、災害時における避難行動要支援者の個別避難計画整備に取り組みます。
- 障がいのある人に対し防災知識や避難所情報などの普及・啓発を図るとともに、福祉避難所の受け入れ態勢強化と、特性に応じた環境改善について検討を進めます。

現状と課題

すべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、特別支援教育を推進することが規定され、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導だけでなく、通常の学級においても発達障がいを含む全ての障がいのある子ども達への支援が進められています。

そこで、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と主体的な社会参加の実現に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うための具体的方策として、「しまね特別支援教育推進プラン」「大田市教育ビジョン」に基づき、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム(障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ教育システム)構築など、施策の着実な実施を図り、一人ひとりの子どもたちにとって有用なものとなるよう努めていくことが重要です。

施策の方向

①一貫した特別支援教育の推進

- 関係機関との連携による早期からの一貫した的確な支援を行うため、教育相談・支援体制を充実させるとともに、保育所・認定こども園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、その後の進学先や就職に向けた円滑な接続に資する取り組みを進めます。
- 各学校では、個別の教育支援計画ならびに個別の指導計画などの情報共有による、就学前から高等学校までの一貫した支援の推進を図ります。
- 特別支援学校及び特別支援学校分教室への通学支援の充実を図ります。

②人員の配置と専門性の向上

- 障がいや特別支援教育について、教職員の理解を一層進め、特別支援教育の推進のための資質の向上を図るなど、学校内の体制を支援する取り組みを継続していきます。
- 必要な学校に特別支援教育等支援員・特別支援学級介助員を配置します
- 特別支援教育に係る研修の推進と特別支援教育コーディネーターの育成に取り組めます。
- 通級による指導の支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする子どもを支援するため、医療、保健、福祉、教育などの連携を深め、医療的ケアの実施体制の整備を進めます。

現状と課題

障がいのある子どもの育ちを支えるとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

近年、障がいのある子どもは増加しており、中でも、特に軽度の知的障がいや知的に遅れない発達障がいのある子どもの相談件数が増加しています。

市では、障がいのある子どもとその家族を支援するため、障がいの早期発見・早期療育の仕組みづくりを進め、保健、保育、教育、療育、福祉が連携した相談支援チームを設置し、相談対応に取り組んでいます。

令和5年度の調査では、「精神的な負担が大きい」「子どもの成長や発達に不安がある」「仕事との両立が難しい」「経済的な負担が大きい」など多くの不安や負担感を抱えていることが分かりました。また、学齢期の支援だけでなく、教育から就労といったライフステージの継ぎ目の部分で切れ目ない支援を行うことを求める声や、学齢期から将来のことを見据えた福祉サービスの情報提供を求める声がありました。

このような多様なニーズに応えるためには、各機関が連携して取り組む相談体制の充実を図るとともに、福祉サービスなどの情報発信の方法を工夫していく必要があります。

施策の方向

①早期発見と切れ目のない支援の構築

- 乳幼児健診や保育所訪問などを通じて、発達が気になる乳幼児を早期発見し、専門医による健診や発達障害者支援センターウィンドの相談支援につなげます。
- 保健、医療、福祉、教育、就労支援などの連携による切れ目のない一貫した支援により、子どもの育ちを支援するとともに、保護者が安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

②連携した支援体制の充実

- 子どもの成長に合わせて、切れ目ない支援の充実を図るため、子どもの成長記録や支援上の配慮に関する情報をまとめて記録ができる相談支援ファイルの活用を進めます。
- 相談支援チームによる保育所、認定子ども園、幼稚園、小学校、中学校を対象とした、特別支援教育に係る相談支援事業のさらなる充実を図ります。
- 特別支援学校高等部の進路相談会を通じて、教育から就労、地域生活の定着にむけた支援を行います。

現状と課題

全ての障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、希望するサービスを受けながら生活できる環境が必要です。そのためには、福祉サービスや支援制度を整備するとともに、情報アクセシビリティや意思疎通支援を向上させるなど、サービス提供体制を充実することが重要です。令和4年には障がいのある人が情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通を行うための施策を推進することを目的として、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

制度改正に伴い障がい福祉サービスなどの支援制度は充実が図られており、本市においても重層的支援体制整備事業や大田市障がい者自立支援協議会において支援のあり方の検討を行うなど、生活支援の充実に取り組んできました。

一方で人口減少や高齢化が進行する本市において、障がいのある人の高齢化や介護者の不在など、地域で安心して生活することへの不安の声が増加しています。そのためには、住まいの場の確保としてグループホームの整備や、居宅での生活を支援するための訪問系サービスや日中活動系サービス、日中と夜間を通じて介護が必要な人への施設入所支援サービス、社会参加のための移動支援などの充実が求められています。大田市においては、特にヘルパーの人材不足が顕著であり、人材育成を含めた人材確保が必要です。

また、近年は複雑化・複合化した課題を抱える家庭が増加しています。例えば、高齢の親と障がいのある子の二人の世帯では、介護と障がい福祉の両面からのサポートが不可欠です。常に関係機関が連携し、それぞれのノウハウを生かしながら協働して支援を行うことが求められており、本市でも「重層的支援体制整備事業」により多機関協働の取り組みを引き続き推進していきます。

施策の方向

①障がい福祉サービスなどの提供体制の充実

- 「大田市障がい福祉計画」に基づき、事業者と協力・連携して適正なサービス量を提供することができるよう、サービス提供体制の充実及び質の向上を図るとともに、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう努めます。
- 施設や病院から地域生活への移行や、日常生活上の支援が必要になった障がいのある人のニーズに対応できるようグループホームなどの整備を推進します。
- 障がいのある人の高齢化、重度化に対応し、「親なき後」を見据えた支援体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備について検討します。

②複雑化・複合化した課題に対応する重層的な支援体制の整備

○複雑化・複合化した課題を抱え、単独の支援機関では対応が困難な事例に対して、「大田市地域福祉推進支援機関実務者会議」において課題の整理、支援の方向性の検討や役割分担などを協議するとともに、定期的に情報やノウハウを共有し連携を深めるなど、多機関協働体制の充実を図ります。

③情報提供アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

○障がいのある人や家族などが必要とする情報を入手するため、障がい者福祉のしおり「べんり帳」や大田市ホームページの活用など、情報提供体制の充実を図ります。

○視覚に障がいのある人が必要な行政情報などを得られるよう、点訳・音訳による広報を作成して希望者に配布するとともに、活動を支えるボランティアの養成・確保に努めます。

○聴覚に障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳者・要約筆記者などの派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成講座などを実施して、意思疎通支援体制の確保に努めます。

○視覚または聴覚に障がいのある人の情報取得やコミュニケーションを支援するために、必要な用具や機器の購入費用を助成するとともに、展示会を開催して必要な人が必要な用具や機器を取得できるように支援します。

○障がいの有無や程度に関わらず全ての人に必要な情報を届けられるよう、ICT 技術の活用も含め、情報取得とコミュニケーションの手段について検討します。

④移動支援対策の推進

○市内や近隣の特別支援学校に通学する生徒が多くなり、通学支援のニーズが増加しています。サービス提供事業所の確保や利用しやすい制度の推進に努めます。

○障がいのある人が安心して外出することができるようにするため、「障がい児者移動支援事業」や「福祉バス運行事業」、「福祉タクシー利用料金助成事業」などに取り組み、障がいのある人の社会参加を促進します。【再掲】

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域社会の形成に向け、各種保健事業を通じた障がいのある人の健康の保持・増進を図るとともに、かかりつけ医の普及促進と地域医療情報などの提供体制の充実・強化を図ることが必要です。

本市では医師の高齢化や後継者不足による、医療人材の不足は顕著となっており、診療所の減少が進んでいる状況にあります。とりわけ中山間地ではその傾向が強く、障がいのある人が安心して医療機関に受診ができるよう、過疎化の進む地域の医療に対する支援体制の構築が課題となっています。その上で、医療と福祉の関係者が情報共有を行い、障がいのある人を適切な医療に結びつけるための連携強化が求められています。

また、本市では精神疾患のある人の割合が増加傾向にあり、早い段階での発見・治療と、安心して生活するための支援が重要です。福祉、保健、医療が連携した、相談支援体制の強化と、地域生活を支えるサービスの充実が必要です。

併せて、本市では糖尿病や心疾患など内部障がいに繋がる疾患の死亡率が島根県平均よりも高い傾向にあり、早期予防が課題となっています。だれもが健康で充実した生活を送れるように、定期健(検)診や健康に関する情報提供を通し、市民一人ひとりが自分の健康に関心をもって健康づくりを実践できるような、保健事業の取り組みが求められています。

施策の方向

①医療・福祉の連携強化

○障がいのある人が適切な医療を受けることができるように、地域医療の確保・維持を図るとともに、医療、保健、福祉などの関係機関の連携を強化します。

②精神保健福祉の推進

○関係機関と連携しながらこころの健康づくりや相談支援体制の充実に努め、精神疾患の予防及び早期回復を図ります。

○退所・退院した精神障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らせるように、関係機関が連携して退院支援に取り組むとともに、障がい福祉サービスや地域活動支援センターの機能充実などを図ります。

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がいのある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要な時にいつでも相談でき、適切な支援につながる体制づくりが求められています。

本市では「障がい者等相談支援事業」を実施し、福祉サービスの利用に限らない様々な相談の窓口を設置するとともに、市内の相談支援事業所と連携して、情報共有や事例検討、研修などを実施することで、相談支援体制の強化に取り組んできました。

一方で、令和5年度の調査からも相談支援体制の充実を求める声が多くあることが伺えるなど、更なる相談支援体制の強化が求められています。とりわけ障がい、介護、子育て、医療、生活困窮など、複雑化・複合化した課題を抱えるケースへの支援では、障がい福祉制度単独で支援を完結することが困難であることが少なくありません。また、課題を抱えていてもその認識がない、相談先がわからない、心理的に相談に行きにくいなどの理由から、相談支援機関と結びついていない家庭もあることが予想されます。

障がいのある人が必要なサービスや社会資源を十分に活用するためには、サポートをする相談支援体制の充実が重要です。そのためには相談窓口を明確化するとともに、様々な分野の関係機関が連携して課題に対応する、包括的な相談支援体制の構築と、だれもが気軽に相談できる環境づくりが求められています。

施策の方向

①相談支援体制の強化

- 大田市障がい者自立支援協議会(相談支援事業所連絡会)において、情報共有や事例検討、研修に取り組むことで、一人ひとりに適したサービス等利用計画の作成や、適正なアセスメントやモニタリングの実施など、相談支援の質の向上を図ります。
- より専門的な相談支援の実施や、相談支援専門員のバックアップを行うため、地域の相談支援体制の核となる「基幹相談支援センター」の設置について検討します。
- 相談支援機関の周知や、身近な相談先の確保など、だれもが気軽に相談できる環境づくりに取り組めます。

②関係機関の連携の推進

- 「大田市重層的支援体制整備事業」において、障がい、介護、子育て、医療と連携した包括的な相談支援体制を引き続き構築するとともに、情報共有や連携強化に取り組み、複雑化・複合化した課題への対応力の強化を図ります。
- おおだふれあい会館や民生委員・児童委員、地域活動支援センター、各地のまちづくりセンターなどと連携し、地域で相談しやすい環境づくりに取り組みます。
- 長期入院から地域生活への定着を支援するため、医療、保健、福祉の関係機関の連携を強化し、支援体制の強化を図ります。
- 障がい福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するにあたって、障がいのある人が適切なサービスが受けられるよう、障がい相談支援事業所や地域包括支援センター、介護支援専門員などの関係機関と連携し支援体制の充実を図ります。

現状と課題

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う専門的知識を持つ福祉人材の確保・育成が必要です。そのためには、福祉サービス従事者の処遇や職場環境の改善、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の理解促進など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

また、障がいのある人の社会参加や日常生活を支え、障がいのある人との交流の中で相互の理解を深めるためには、ボランティア活動の推進が重要になります。ボランティア活動を担う人材の高齢化が進む本市では、関係機関と連携した担い手の確保・育成と、活動の周知・啓発が求められています。

施策の方向

①人材確保及び人材育成の推進

- 福祉サービスの担い手となる人材の育成・確保に向け、関係機関と連携し、各種研修の実施や参加促進を図ります。
- 福祉サービス従事者の処遇や職場環境改善を図るため、島根県市長会を通して国への要望活動を行うとともに、福祉サービス事業者との連携強化を図ります。
- 障がいのある人のニーズに応じてボランティアの派遣ができるよう、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努め、大田市社会福祉協議会と連携しボランティアなどの人材確保・育成に取り組めます。
- 市民のボランティア活動に対する意識を啓発するため、大田市社会福祉協議会と連携しボランティア団体や活動の周知に取り組めます。

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 成果目標を定める取り組み

(1) 施設入所者の地域生活への移行

現状と課題

施設入所者の障がいが重度化、高齢化している中、近年は介護施設への移行や死亡等が主な退所理由となっています。このような状況において、地域生活への移行は大変厳しいと言えますが、比較的状态が軽い入所者や若年の入所者などが地域生活への移行を希望された際には、生活基盤の確立に向け支援を行う必要があります。

目標数値設定の考え方

国や県の基本指針を踏まえ、ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画の実績状況を考慮し、令和8年度を目標年度として目標値を設定します。

【第7期計画における目標数値】

項目	目標値
令和4年度末時点における施設入所者数からの減少数	5人
地域生活移行者数の累計	6人

【成果目標を達成するための取り組み】

- ・重度化、高齢化した障がいのある人であっても、地域で安定した生活が送れるよう、ホームヘルプなどの訪問系サービス提供体制、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービス提供体制、相談支援体制の充実を図ります。
- ・障がい者入所支援施設や相談支援事業所との連携を強化し、地域生活への移行を希望する施設入所者の支援に取り組みます。
- ・障がい者福祉施設等整備事業などにより、グループホームなど、不足している住まいの場の整備を支援します。
- ・大田市障がい者自立支援協議会(生活向上部会)などにおいて、日常生活における課題抽出や支援について検討します。
- ・社会参加を進めるため、地域実情に応じて実施する地域生活支援事業を推進します。

(2)地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

現状と課題

将来に向け障がいのある人の地域生活を支援する上では、高齢化・重度化や親なき後に対応するため、地域生活支援拠点等を整備・充実していくことが求められています。

緊急時の迅速な居場所の確保や自立した地域生活への支援を行うため、対象者の把握を進めるとともに、障がい福祉サービス事業所と連携し、相談機能、緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会と場の確保など、障がいのある人を地域全体で支える体制づくりを進めます。

目標数値設定の考え方

国や県の基本指針を踏まえ、ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画の実績状況を考慮し、令和8年度を目標年度として目標値を設定します。

【第7期計画における目標値】

項目	目標値
地域生活支援拠点の整備箇所数	1箇所
コーディネーターの配置人数	2人
機能の充実にに向けた検証及び検討の実施回数	年1回
強度行動障がいを有する者も含めた、支援対象者の把握と支援体制整備	実施

【成果目標を達成するための取り組み】

- ・市内に分散する事業所や支援機関の機能を連携活用する「面的整備」の手法で整備を進めます。
- ・拠点に必要な機能整備に向け、事業所や支援機関の持つ機能を再確認した上で、関係機関との協議を行い、地域生活支援拠点機能を担う事業所などとの連携体制を構築します。
- ・拠点機能として整備できるものから取り組み、段階的に機能の強化を図ります。
- ・突発的な介護者の不在や状態悪化による緊急対応の必要性が高いと想定される人など、支援対象者の把握と速やかな支援につなげるための体制整備に取り組みます。

(3)福祉就労から一般就労への移行など

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、経済的な基盤を確立することが必要です。本人の希望や能力、適性を十分に活かした就労支援を行うため、大田市障がい者自立支援協議会(就労支援部会)における事業推進など、大田障がい者就業・生活支援センター、石見大田公共職業安定所、就労継続支援事業所、相談支援事業所などと連携した取り組みを進めます。

目標数値設定の考え方

国や県の基本指針を踏まえ、ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画の実績状況を考慮し、令和8年度を目標年度として目標値を設定します。

【第7期計画における目標値】

①一般就労移行者数		② ①のうち就労移行支援事業利用者		③ ①のうち就労継続支援A型事業利用者	
令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和8年度
5人	7人	4人	2人	0人	2人

④ ①のうち就労継続支援B型事業利用者	
令和3年度	令和8年度
1人	3人

【成果目標を達成するための取り組み】

- ・就労に関する知識や能力を向上させるための訓練を希望する障がいのある人に対し、就労支援系の障がい福祉サービスを紹介し、支援の調整を行います。
- ・大田障がい者就業・生活支援センターを中心に、福祉、労働、教育などの関係機関と連携し、一般就労及び就労定着を支援します。
- ・各教育機関とは、随時情報交換及び情報共有を図ります。また、高校卒業後の就労を希望する生徒に対し、進路相談会や移行支援会議の場で協議し、継続した就労に向けたサービス調整などを行います。
- ・大田市障がい者自立支援協議会(就労支援部会)の取り組みを継続します。事業所に対しては、障がい者雇用に関する意向調査や実習受け入れ調査を、障がいのある人に対しては、実習希望調査を行い、両者のマッチングによる就労機会の場を創出します。障がいのある人と事業所の相互支援を行うことで、一般就労の推進を図ります。
- ・障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達実績向上のため、市役所内におけるニーズを調査し、障がい者就労支援施設とのマッチングを進めます。

(4)障がいのある子どもの支援の提供体制の整備

現状と課題

障がいのある子どもの支援については、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を、効果的に提供する体制の構築が求められています。

保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関とも連携を図った上で、ライフステージに沿った切れ目ない支援体制を構築するとともに、市内外の障がい児通所施設や、島根県医療的ケア児支援センターなどと連携し、高度化・複雑化している障がいのある子どもの支援のニーズに対応できる支援体制づくりに取り組み、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。

目標数値設定の考え方

国や県の基本指針を踏まえ、ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画の実績状況を考慮し、令和8年度を目標年度として目標値を設定します。

【第7期計画における目標値】

項目	目標値
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進	実施
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置

【成果目標を達成するための取り組み】

- ・市外の児童発達支援センターや市内保育所などと連携し、めだか教室の実施や保育所等訪問支援の利用促進など、障がいのある子どものインクルージョン推進に向けて取り組みます。
- ・医療的ケア児支援のため、教育、福祉、保健、医療などの関係機関の協議の場を設置します。

(5)相談支援体制の充実・強化

現状と課題

障がいのある人が地域で生きがいを持って生活するためには、生活全般をコーディネートする相談支援事業所の果たす役割が非常に重要となります。相談支援は、ケースの状況把握、課題の抽出、総合アセスメント、効果的なサービス利用調整などを通じて、障がいのある人それぞれの「自立」を支援する根幹を担います。

近年では、社会構造の変化、生活様式の変化、ニーズの多様化、相談件数の増加、複雑かつ複合的な課題を抱えるケースの増加など、支援のあり方もより高度化、専門化しつつあります。こうした状況に的確に対応できるよう、相談支援体制を充実・強化していくとともに、地域で必要なサービス基盤の開発・改善について検討する必要があります。

目標数値設定の考え方

国や県の基本指針を踏まえ、ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画の実績状況を考慮し、令和8年度を目標年度として目標値を設定します。

【第7期計画における目標値】

項 目	目標値
基幹相談支援センターの設置	設置

【成果目標を達成するための活動指標】

種 類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	11	11	11
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	9	9	9
地域サービス基盤の開発・改善等の実施	有無	無	無	有

【成果目標を達成するための取り組み】

- ・大田市には、現在、相談支援体制の充実・強化の中核となる「基幹相談支援センター」が設置されていません。今後、設置に関する議論を含め、相談員の人材育成、資質向上、バックアップ体制の構築など、総合的・専門的な相談支援を実施できる体制について検討を進めます。
- ・大田市障がい者自立支援協議会(相談支援事業所連絡会)を定期開催し、引き続き、各種の情報共有、資質向上に向けた研修会開催、ケースの事例検討などに取り組みます。
- ・複雑化・複合化した課題を持つケース対応については、必要に応じ大田市地域福祉推進支援機関実務者会議に諮り、多機関協働事業として支援の方向性を検討します。
- ・大田市障がい者自立支援協議会や専門部会において、地域資源や個別事例の検討などから必要な機能・体制などを検討し、「地域生活支援拠点等」などの地域サービス基盤の開発・改善に取り組みます。

(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

現状と課題

社会情勢の変化やニーズの多様化に伴い、障がい福祉サービスも幅広く整備が進み、サービスの種類も増えてきました。このような中、サービス利用者にとって真に必要なサービスが、適切に提供されることが一層求められています。

障がい福祉サービスの質の向上のためには、市職員の資質向上、サービス給付の適正化、個別事例検討を通じた情報や対応方法の共有などに取り組む必要があります。

目標数値設定の考え方

国や県の基本指針を踏まえ、ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画の実績状況を考慮し、令和8年度を目標年度として目標値を設定します。

【第7期計画における目標値】

項 目	目標値
障がい福祉サービスなどの質を向上させるための取り組み(取り組み内容は活動指標で設定)	実施する

【成果目標を達成するための活動指標】

種 類	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み	人	3	3	3
障がい者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果の共有	有無 (回数)	有 (12)	有 (12)	有 (12)

【成果目標を達成するための取り組み】

- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修や認定調査員研修など、島根県が実施する研修に参加することで、制度やサービスの理解を深めます。
- ・国保連におけるサービス報酬請求審査でエラーとなった内容を分析し、分析結果を事業所と共有するなど、サービス給付の適正化を図ります。

(7)その他の取り組み

①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

現状と課題

精神疾患は、全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。

また、入院が長期化しがちな精神障がいのある人の地域移行を進めるにあたっては、医療、福祉、行政のみならず、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現を目指すことが重要です。このため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

【今期計画における活動指標】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場

種 類	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回	11	11	11
関係者の参加者数	人	255	255	255
目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

各サービス利用者のうち、精神障がい者の利用者数

種 類	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0
共同生活援助	人	34	34	34
自立生活援助	人	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	0	0	0

- ・精神疾患に対する正しい知識の普及を図るとともに、相談支援体制の充実を図り、早期に支援を開始できる体制を推進します。
- ・長期入院患者の退院支援や地域定着について、医療・福祉の連携により、希望する地域で自立した生活を送るための支援に取り組みます。
- ・精神通院医療に係る費用を助成し、長期化の傾向にある精神疾患に係る費用負担の軽減を図ります。
- ・退院後の居住の場を確保するため、障がい者福祉施設等整備事業等により、グループホーム整備を支援します。
- ・大田市障がい者自立支援協議会(専門部会・相談支援事業所連絡会)において、日常生活における課題抽出や支援について検討します。

②発達障がいのある人などに対する支援

現状と課題

発達障がいは外見から判別が難しく、その特性も個人差が大きいことが特徴です。また子どもものに気づけなかった特性が、進学、就労などの環境の変化によって顕在化し、社会生活において問題を抱えてしまう場合もあります。

発達障がいのある人を支えるためには、早期発見から継続的な支援につなげることが重要です。そのためには保健、医療、福祉、教育、就労などの関係機関が連携して取り組むとともに、本人や家族に対する相談支援体制、情報提供体制の整備が求められています。

【今期計画における活動指標】

種 類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラムの受講者数	人	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	4	4	4
めだか教室への参加人数 (ピアサポート活動)	人	55	55	55

- ・保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるよう、家族等に対する支援の充実を図ります。
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラムの実施、ペアレントメンターの育成などについては、島根県と連携して取り組みます。
- ・相談支援ファイルの活用と利用促進に取り組むとともに、関係機関や利用者のニーズを把握し、必要に応じ改訂など、より使いやすい仕組みの構築に取り組みます。

2. 各年度の障がい福祉サービスなど見込量及び見込量確保のための方策

(1)障がい福祉計画に定める障がい福祉サービス等の体系

1)障がい福祉サービス(障害者総合支援法)	
①訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援
②日中活動系サービス	生活介護 自立訓練(機能/生活) 就労移行支援 就労継続支援(A/B) 就労定着支援 就労選択支援 療養介護 短期入所
③居住系サービス	自立生活援助 共同生活援助 施設入所支援
2)相談支援(障害者総合支援法)	
①相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
3)障がい児通所支援(児童福祉法)	
①障がい児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
4)障がい児相談支援(児童福祉法)	
①相談支援	計画相談支援
5)地域生活支援事業(障害者総合支援法)	
①必須事業	相談支援事業(相談支援機能強化・住居入居等支援) 成年後見制度利用支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業
②任意事業	日中一時支援事業 社会参加促進事業

(2)障がい福祉サービスごとの見込量の考え方

1) 障がい福祉サービス(障害者総合支援法)

①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴・排泄・食事などの介護を提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者・その他の障がい者で、常時介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動における介護を総合的に提供します。

同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、その他外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象となります。行動をする際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の介護などを提供します。
重度障がい者等包括支援	居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス見込量設定の考え方】

ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画までの実績状況を考慮し、見込量を設定します。

【第7期計画におけるサービス見込量】

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	248	248	248
	人	33	33	33
重度訪問介護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
同行援護	時間	61	61	61
	人	9	9	9
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
重度障がい者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※時間 …… 1ヶ月あたりのサービス利用者の延べ利用時間

※人 …… 1ヶ月あたりのサービス利用者

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・障がいのある人が本来持っている能力を考慮した上で、必要なサービス利用ができるよう、相談支援の一層の充実を図ります。
- ・サービス提供事業所の確保に努めるとともに、専門的人材の確保や質向上に向け、各種研修会の実施や情報提供、参加の促進などの働きかけを行います。

②日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする人が対象となるサービスです。主に日中に障がい者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護・創作的活動または生産活動の機会などを提供します。
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練などを提供します。 【機能訓練】身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。(標準利用期間は1年半以内) 【生活訓練】知的障がい者と精神障がい者の生活能力の維持・向上などを行います。(標準利用期間は2年以内)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に一定期間、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練などを行います。(標準利用期間は2年以内)
就労継続支援 (A型) (B型)	一般企業などへの就労が困難な人が利用できるサービスです。生産活動などの機会を提供することで、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練などを行います。 【A型】雇用契約を締結し就労機会を提供します。一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、就労の移行に向けて必要な支援・指導などを行います。 【B型】就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労の移行に向けて必要な支援・指導などを行います。(雇用契約は締結しません)
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、企業や関係機関との連絡調整や必要な指導・助言などを行います。(標準利用期間は3年以内)
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、適性などに合った就労選択の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人が対象となるサービスです。主に日中に医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話などを提供します。
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う人が病気や旅行などの理由によって介護ができない場合に、夜間も含めて障がい者支援施設等へ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護などを提供します。

【サービス見込量設定の考え方】

ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画までの実績状況を考慮し、見込量を設定します。

【第7期計画におけるサービス見込量】

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	3,358	3,358	3,358
	人	180	180	180
自立訓練(機能訓練)	人日	6	6	6
	人	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日	7	7	7
	人	1	1	1
就労移行支援	人日	14	14	14
	人	1	1	1
就労継続支援(A型)	人日	161	161	161
	人	8	8	8
就労継続支援(B型)	人日	2,190	2,190	2,190
	人	124	124	124
就労定着支援	人	0	0	0
就労選択支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
療養介護	人	22	22	22
短期入所	人日	186	186	186
	人	24	24	24

※人日 …… 1ヶ月あたりのサービス利用者の延べ利用日数

※人 …… 1ヶ月あたりのサービス利用者

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・大田市障がい者自立支援協議会(専門部会・相談支援事業所連絡会)や、大田市地域福祉推進支援機関実務者会議などにおいて、障がいのある人の個々のニーズを踏まえ、必要なサービスが提供できる体制の整備を進めます。
- ・サービス提供事業所の確保に努めるとともに、専門的人材の確保や質向上に向け、各種研修会の実施や情報提供、参加の促進などの働きかけを行います。

③居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する人などを対象に、定期的な巡回訪問などにより必要な支援を実施します。(標準利用期間は1年以内)
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を提供します。
施設入所支援	施設入所者に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【サービス見込量設定の考え方】

ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画までの実績状況を考慮し、見込量を設定します。

【第7期計画におけるサービス見込量】

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助	人	94	94	94
上記の内、重度障がいのある人	人	30	30	30
施設入所支援	人	95	93	92

※人 …… 1ヶ月あたりのサービス利用者

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・障がい者福祉施設整備費補助金などにより、グループホーム整備を支援します。
- ・障がい者支援施設は地域での生活が困難となった場合や、緊急時など、重要な受け入れ施設となるため、事業所との意見交換を随時行い、入所者の状況や将来的な見通しを把握します。

2)相談支援(障害者総合支援法)

①相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを有効活用できるように、一人ひとりに応じた「サービス等利用計画(ケアプラン)」を作成し、福祉サービスの利用後の状況を確認するサービス。

地域移行支援	<p>障がい者支援施設などに入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、必要な支援を提供するサービス。</p> <p>このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備などを行うことで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざします。(標準利用期間は6カ月以内)</p>
地域定着支援	<p>単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談など、必要な支援を提供するサービス。</p> <p>このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに、見守りとしての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の継続をめざします。</p>

【サービス見込量設定の考え方】

ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画までの実績状況を考慮し、見込量を設定します。

【第7期計画におけるサービス見込量】

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	117	117	117
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0

※人 …… 1ヶ月あたりのサービス利用者

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・複雑化・複合化した課題を抱えるケースが増加する中で、相談支援の役割はより重要になっています。サービス等利用計画作成に関わる相談支援専門員の人材確保・養成に努めるとともに、関係機関が連携し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・市内に、地域移行支援及び地域定着支援のサービス提供事業所が無い場合、医療、保健、福祉などの関係機関が連携して、個別ケースごとに情報共有、課題抽出、対応検討を行います。

3)障がい児通所支援(児童福祉法)

①障がい児通所支援

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。(未就学児が対象)
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行ないます。(小学校・中学校・高校に就学し、授業終了後や学校休業日に支援を要する障がい児が対象)
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

【サービス見込量設定の考え方】

ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画までの実績状況を考慮し、見込量を設定します。

【第7期計画におけるサービス見込量】

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	24	24	24
	人	6	6	6
放課後等デイサービス	人日	545	545	545
	人	40	40	40
保育所等訪問支援	人日	1	1	1
	人	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
医療的ケア児などに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター(配置人数)	人	0	0	0

※人日 … 1ヶ月あたりのサービス利用者の延べ利用日数

※人 … 1ヶ月あたりのサービス利用者

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・障がいのある子どもが、身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けるために必要なサービスであることを鑑み、市内外の事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供量の確保を図ります。
- ・医療的ケア児などの支援調整については、医療的ケア児支援センターをはじめ、教育、福祉、保健、医療の関係機関などと連携して、必要な支援の提供を図ります。

【障がいのある子どもの、子ども子育て支援などの利用ニーズの把握など】

障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会の参加・包容(インクルージョン)を推進するため、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策と障がい児支援施策の連携を図り、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどにおける障がいのある子どもの受け入れ体制の整備が必要です。

第7期計画における見込量を次のとおり設定します。

種 別	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	ニーズを踏まえ た必要な見込量
保育所 (保育所型認定子ども園を含む)	人	16	16	16	16
認定子ども園 (幼保連携型・地方裁量型)	人	0	0	0	0
幼稚園 (幼稚園型認定子ども園を含む)	人	1	1	1	1
地域型保育事業所	人	1	1	1	1
放課後児童クラブ	人	12	12	12	12

4)障がい児相談支援(児童福祉法)

①相談支援

サービス名	内 容
障がい児相談支援	原則として、障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもがサービスを有効活用できるように「障がい児支援利用計画」を作成し、利用者の状況を確認します。

【サービス見込量設定の考え方】

ヒアリングやアンケートを通じて把握した情報や、第6期計画までの実績状況を考慮し、見込量を設定します。

【第7期計画におけるサービス見込量】

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人	12	12	12

※人 …… 1ヶ月あたりのサービス利用者

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・地域で生活する障がいのある子どもに必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介、本人に適した支援利用計画の作成を行います。

5)地域生活支援事業(障害者総合支援法)

①必須事業

事業名		内容
相談支援事業	障がい者相談支援事業 相談支援機能強化事業	障がいのある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、障がいのある人への虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、専門的職員を配置し、専門的な指導及び助言などを行います。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住居への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障がいのある人に、入居に必要な調整などに関する支援や、家主などへの相談・助言などを行い、障がいのある人の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業		障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有用と認められる障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を進めることで、障がいのある人の権利擁護を支援します。
意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を進めます。

日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し自立生活支援用具などの日常生活用具費を給付することで、日常生活の便宜を図ります。 介護・訓練支援用具／自立生活支援用具／在宅療養など支援用具／情報・意思疎通支援用具／排せつ管理支援用具／居宅生活動作補助用具
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などの自立した日常生活または社会生活支援を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び余暇活動などへの社会参加を促します。また、保護者による特別支援学校への送迎が困難な障がいのある子どもについて、自宅からの送迎を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの事業を実施し、障がいのある人の地域生活支援を行います。

○障がい者相談支援事業(相談支援事業)

【第7期計画におけるサービス見込量】

種 別	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業 相談支援機能強化事業	実施箇所	2	2	2
	件	5,400	5,500	5,600
	人	340	350	360

※件・人 …… 年間の数値

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・障がいのある人やその家族からの相談に応じて、必要な情報提供、的確な助言、専門機関の紹介や繋ぎなどを行います。障がい福祉サービス利用に至るまでの身近な相談窓口とするため、計画相談支援サービスを実施する相談支援事業所への業務委託を基本とした体制づくりに努めます。
- ・相談支援機能を強化するため、大田市障がい者自立支援協議会(相談支援事業所連絡会)において研修や事例検討等に取り組み、情報共有、相互連携、資質向上を図ります。
- ・複雑化・複合化した課題を持つケース対応については、大田市地域福祉推進支援機関実務者会議に諮り、多機関協働事業として支援の方向性を検討します。
- ・基幹相談支援センター設置も含め、地域の実情に適した相談支援体制の構築を検討し、相談支援体制の充実・強化に努めます。

○成年後見制度利用支援事業

【第7期計画におけるサービス見込量】

種 別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件	3	3	3

※件 …… 年間の件数

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・障がいのある人の権利擁護のため、制度の周知を推進します。
- ・成年後見制度の利用促進のため、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。
- ・成年後見人などへの報酬助成や、市長申立による審判請求の実施により、障がいのある人がだれでも安心して生活できるよう支援します。

○意思疎通支援事業

【第7期計画におけるサービス見込量】

種 別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人	13	13	13

※人 …… 実人数

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・事業を充実させるため、市役所担当課内に手話通訳者を配置し、手話通訳者・要約 筆者などの派遣調整を行います。
- ・通訳者などが、仕事などにより派遣依頼に対応できない状況があることを踏まえ、曜日や時間帯に関係なく、通訳活動ができる環境整備に努めます。

○日常生活用具給付等事業

【第7期計画におけるサービス見込量】

給付種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7
排せつ管理支援用具	件	800	800	800
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1

※件 …… 年間の件数

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・障がいのある人が安定した日常生活を送れるよう、障がい特性に合わせた日常生活用具の適切な給付に向け、障がい者手帳の交付時や、相談時において、制度の周知及び説明を行います。
- ・用具や機器の展示会開催などを通じて、最新の用具や機器の情報を必要とする人へ周知します。

○手話奉仕員養成研修事業

【第7期計画におけるサービス見込量】

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修	人	10	10	10

※人 … 実人数

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・手話奉仕員養成講座や手話奉仕員フォローアップ研修会を継続的に行い、地域で手話通訳支援を行うことができる人材の確保、育成に努めます。
- ・手話奉仕員養成担当講師連続講座などに参加し更なる手話通訳者の技術向上を図り、手話奉仕員養成に係る体制の強化に努めます。

○移動支援事業

【第7期計画におけるサービス見込量】

種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実施箇所	8	8	8
	人	14	15	16
	時間	900	1100	1300

※実施箇所 … 事業を実施する事業所数(受託事業所数)

※人 … 1ヶ月あたりのサービス利用者(実人数)

※時間 … 1年間の延べ利用時間

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・サービス提供事業所において人材不足の状況があるため、人材育成や人材確保に向けた取り組みを行い、ニーズに対応できる体制づくりを図ります。
- ・特に通学支援については、本人に適した特別支援学校の選択や共働き世帯への負担軽減などの点から、大きな需要と効果が見込まれるため、引き続き事業の継続と周知強化に向けて取り組みます。

○地域活動支援センター事業

【第7期計画におけるサービス見込量】

種 別	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実施箇所	2	2	2
	人	140	150	160

※実施箇所 …… 事業を実施する事業所数(受託事業所数)

※人 …… 年間の利用者(実人数)

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・日中における活動の場は、生活リズムの調整、他者との交流、活動による心身の活性など、障がいのある人が地域で孤立することなく生活するための必要な要素となります。利用促進のため、センターの周知と利用調整に努めます。
- ・事業所との意見交換、状況把握に努め、より効果的な事業展開を検討し、地域課題やニーズに対応できる事業実施に努めます。

②任意事業

事業名	内容
日中一時支援事業	<p>障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、家族や介護者の就労支援や一時的な休息を目的とします。</p>
社会参加促進事業	<p>障がいのある人への日常生活上必要な訓練や活動支援などを行うことにより、自立と社会参加を促進するとともに、障がいのある人に対する市民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを目的とします。</p> <p>○自発的活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポート活動支援事業 <p>家族相談員の活動を支援し、精神障がい者や家族の社会活動の促進、問題解決及び障がいへの理解促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動支援 <p>移動介助ボランティアなど、障がいのある人に対するボランティアの養成や活動を支援する。</p> <p>○移動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者移動支援事業 <p>車いす利用者で一般の交通手段を利用することが困難な身体障がいのある人に対し、リフト付自動車による外出支援を行います。</p> <p>○日常生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活訓練等事業 <p>障がいのある人などに対して、日常生活上必要な訓練・指導などを行います。</p> <p>○社会参加支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション活動等支援事業 <p>障がいのある人などの交流、余暇活動の質の向上、体力増強などに資するためのレクリエーション活動を行うことにより、障がいのある人などの社会参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字・声の広報等発行事業 <p>文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳や音訳により市の広報や、必要度の高い情報を定期的に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奉仕員養成研修事業 <p>点訳奉仕員、音訳奉仕員などの養成研修を実施します。</p>

○日中一時支援事業

【第7期計画におけるサービス見込量】

種 別	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施箇所	10	10	10
	人	10	10	10
	日数	2,400	2,400	2,400

※実施箇所 …… 事業を実施する事業所数(受託事業所数)

※人 …… 1ヶ月あたりのサービス利用者(実人数)

※時間 …… 1年間の延べ利用日数

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・サービス提供事業所と連携して必要なサービス量確保、サービス提供に努めます。重度障がいのある人の受け入れについて、関係機関と協議し体制づくりに努めます。

○社会参加促進事業

【第7期計画におけるサービス見込量】

事業名	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族相談員紹介事業	人	100	100	100
重度身体障がい者移動支援事業	人	300	300	300
生活訓練事業	人	70	70	70
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	人	80	80	80
点字・声の広報等発行事業	人	90	90	90
奉仕員養成事業	人	50	50	50
地域サポーター養成事業	人	15	15	15

※人 …… 年間の利用者・参加者(延べ人数)

【サービス見込量を達成するための取り組み】

- ・障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、引き続き事業を実施します。
- ・事業のあり方について随時協議し、状況やニーズに沿った効果的な実施方法を模索します。

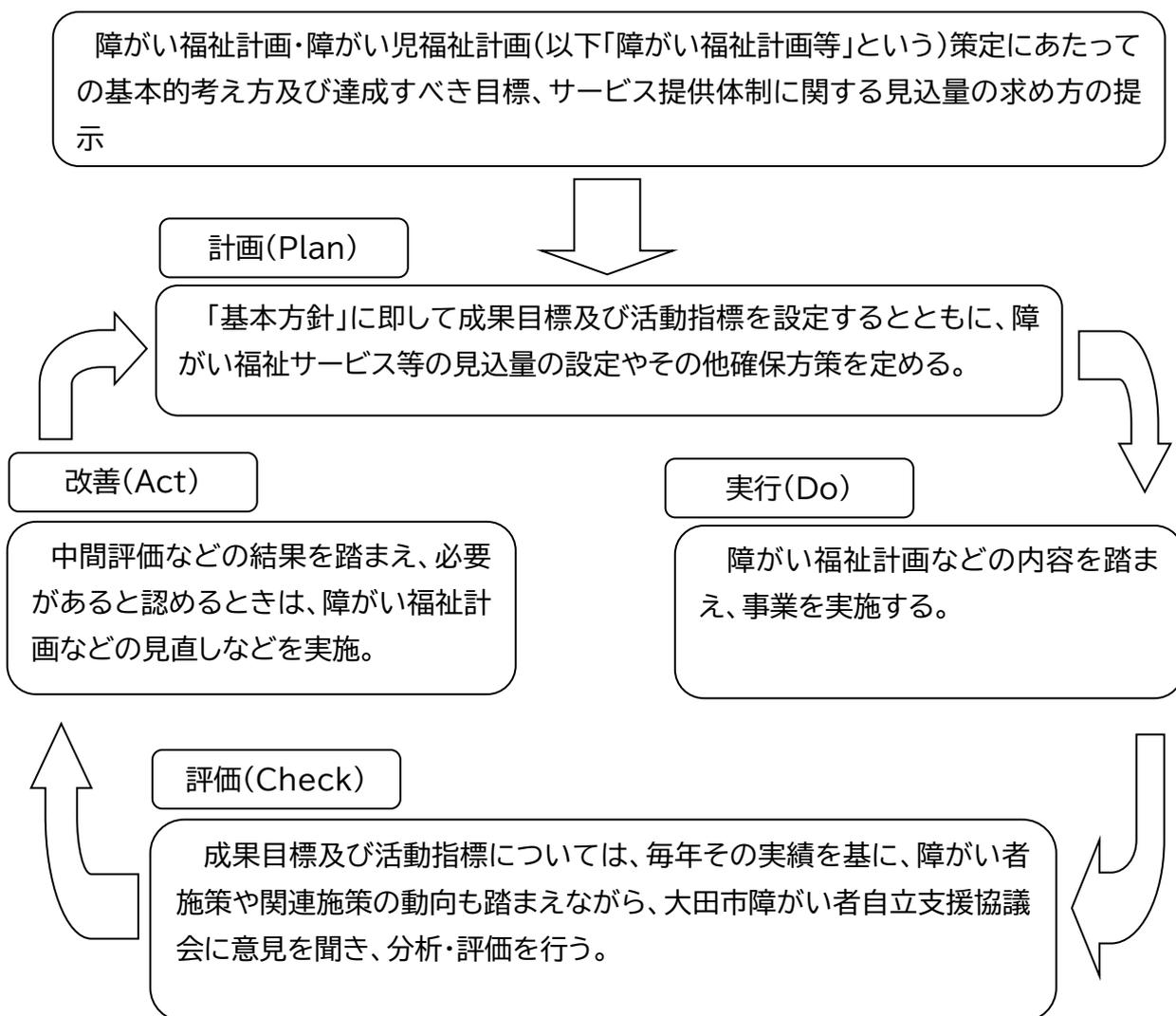
3. 計画の推進体制

推進体制及び達成状況の点検及び評価

この計画の推進にあたっては、達成状況及び目標達成のための具体的な取組みを、大田市障がい者自立支援協議会に毎年度報告し、その意見を踏まえ、必要に応じて計画を見直す等、PDCAサイクルを行うことで計画の効果的な推進を図ります。

PDCAサイクルのプロセスイメージ図

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。



【参考資料】

「第3次大田市障がい者計画」・「第7期大田市障がい福祉計画」・
「第3期大田市障がい児福祉計画」策定の経緯

○大田市障がい者自立支援協議会において計画策定を議論

回	日時・場所	内容
第1回	令和5年9月25日(月) 10:00~11:30 大田市役所 4階講堂	・「第6期大田市障がい福祉計画」「第2期大田市障がい児福祉計画」の評価について ・「第3次大田市障がい者計画」「第7期大田市障がい福祉計画」「第3期大田市障がい児福祉計画」の策定について ・専門部会の令和3年度及び令和4年度実績について
第2回	令和6年2月2日(金) 9:30~10:30 大田市役所 4階講堂	・「第3次大田市障がい者計画」、「第7期大田市障がい福祉計画」「第3期大田市障がい児福祉計画」の素案について ・計画策定までのスケジュールについて
第3回	令和6年3月 書面協議	・「第3次大田市障がい者計画」、「第7期大田市障がい福祉計画」「第3期大田市障がい児福祉計画」の策定について

○大田市障がい者自立支援協議会委員名簿

区分	所属機関	委員役職	委員氏名
学識経験者	島根県立大学出雲キャンパス	教授	小田美紀子
保健・医療関係	島根県県央保健所	所長	杉谷 亮
	大田市医師会	会員	安田 英彰
教育・児童関係	島根県立出雲養護学校	校長	福島美菜子
就労支援・雇用関係	大田商工会議所	総務課長	藤原 明美
	石見大田公共職業安定所	雇用指導官	竹谷 一彦
	大田障がい者就業・生活支援センター「ジョブ亀の子」	就業支援員	川上奈津美
障がい者団体	大田市身体障がい者福祉協会	理事	宅和 豊
	大田市手をつなぐ育成会	会長	足立 研二
	三瓶友の会	会長	佐貫 武之

相談支援事業者	障がい者地域生活支援センター 「せいふう」	センター長	飯塚 宏行
	障がい者(児)相談支援事業所 「亀の子サポートセンター」	管理者	土江 久美
障がい福祉サービス事業者	障がい者支援施設「清風園」	自立支援課長	多根 啓吾
	社会福祉法人亀の子	常 務	坂根 勉
	障がい者支援センター 「ひまわり」	施設長	松本 宏基
	障がい福祉サービス事業所 「はとぽっぽ」	施設長	馬庭 英士
	特定医療法人 「恵和会」	サービス 管理責任者	竹下 昌志
	障がい者自立支援事業所 「さざんか」	理事長	山上 覚司
	障がい者自立支援事業所 「どんぐり」	管理者	井上ひろ子
	NPO 法人えん JOY 社会福祉法人大田市社会福祉協議会	理事長 会 長	三島 規晃 知野見清二
関係機関	大田市民生児童委員協議会	理 事	三瓶 暁
	おおだふれあい会館	館 長	中島シゲ子
	大田市教育部学校教育課	指導主事	坂根 晶子
行政関係	大田市健康福祉部	部 長	布野 英彦
事務局	大田市健康福祉部地域福祉課	課 長	中尾 裕之
	大田市健康福祉部地域福祉課	課長補佐	竹原 千春
	大田市健康福祉部地域福祉課	係 長	丸山 怜志